

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
遠藤紀子議員	4
1 バス運行事業の早急な見直しを	
2 葉山団地に体育施設を	
3 若者がつくるまちづくりを	
安田知己議員	2 2
1 国民健康保険税の見直しについて	
2 子育て支援について	
3 公共施設等の耐震化について	
高久時男議員	4 7
1 東部地区の開発について	
2 子どもの森公園整備基本構想の実現にむけて	
3 ゴミ屋敷問題について	
土村秀俊議員	5 9
1 認知症施策について	
2 地域防災対策事業について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（17名）

1番	安田知己	君	2番	木村範雄	君
3番	土村秀俊	君	4番	吉岡伸二郎	君
5番	高久時男	君	6番	西澤文久	君
7番	後藤哲	君	8番	阿部まさ子	君
9番	鈴木忠美	君	10番	吉田裕哉	君
11番	永野渉	君	12番	羽川喜富	君
14番	伊勢英昭	君	15番	遠藤紀子	君
16番	渡辺幹雄	君	17番	櫻井正人	君
18番	郷右近隆夫	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	堀越秀一	君
企画課長	赤間信博	君
財務課長	小山田春彦	君
財務課税務特別対策専門官	石川洋志	君
生活環境課長	阿部善男	君
保健福祉課長	本郷昭彦	君
地域整備課長	村田政文	君
震災復興推進室長	大友義一	君
上下水道課長	折笠浩幸	君
会計管理者兼会計室長	水間修哉	君
子育て支援課長	櫻井やえ子	君
教育長	本明陽一	君

平成27年3月定例会会議録（3月12日木曜日分）

教 育 次 長	渡 辺 孝 男 君
教 育 総 務 課 長	小 幡 純 一 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 三喜夫 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 友 政 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 栄一郎 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	高 野 糸 子 君
主 事	山 口 喜 大 君

議 事 日 程 （第4日）

平成27年3月12日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（郷右近隆夫君） おはようございます。

ただいまから平成27年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（郷右近隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番安田知己君、2番木村範雄君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（郷右近隆夫君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に従い発言を許します。

15番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） おはようございます。

15番 遠藤紀子でございます。今定例会には一般質問といたしまして、大きな3点を質問いたしましたので、通告順に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1番、バス運行事業の早急な見直しを。

昨年大きな話題を呼んだ2040年問題に関する増田レポートが出されましたが、利府町は県内でも数少ない消滅しない町として名前が上がっております。たしかに、町は震災の影響や商業地の拡大、そして子育て、教育に力を注いだ結果、人口は増加しております。しかし、その反面、高齢化率も着実に上がり、さまざまな問題が出てきております。

その一つに、運転免許証を返納する人が年々ふえてくると思われれます。公共交通の充実が急がれますが、その不便さは議会でもたびたび取り上げられております。このたび、宮交バスは3月14日から大幅に便数を減らす旨を発表しました。昨年10月18日の土曜、日曜、祝日の減便に次ぐものであります。

日ごろより乗客が少なく、運行形態の問題を指摘されてまいりましたが、今回は全国的な問題でもあります運転手の不足という理由で大きく変更されることとなりました。

路線バスも町民バスも町の動脈であります。車社会の町とはいえ、今から対策を考えなければ大変なことになると思います。

そこで、以下の点を伺います。申しわけございません。秘書が間違えまして、ナンバーを間違えておりますが、訂正をお願いいたします。

（１）宮交バスの減便の報告は町に対していつなされたのか。また、すぐに方策を講ずる準備をしたのでしょうか。

（２）町の人口がふえても日中は空気を運んでいるようなバスの乗客数であります。このまま大型バスの運行を続けるのでしょうか。

（３）町民バスの活用がさらに必要となります。もっと利便性を考えた運行はできないのでしょうか。

（４）岩切駅を発着する町民バスは評判がよいと思います。もっと便数をふやしてはどうでしょうか。

大きな２点目です。葉山団地に体育施設を。

初めは景気の影響もあり、入居者が思うようにふえなかった葉山団地ですが、平成23年3月の450世帯、1,524人から27年1月には555世帯、1,845人と、4年間で100世帯、300近い人口増となりました。それでも住民の希望である学校建設は今の段階では不可能のようであります。

そこで、せめて学校用地に体育館のような施設が欲しいとの要望があります。ぜひ必要と思われませんが、町の考えを伺います。

（１）葉山団地の避難所はどこでしょうか。

（２）団地の集会所は1カ所であり、子供会行事で全員が集まるのは難しいと聞きます。スポーツ少年団の活動に通うのも大変であります。地域のスポーツを盛んにするためにもこのような施設が必要ではないでしょうか。

3点目です。若者がつくるまちづくりを。

子育て支援の充実や教育レベルの高い町は、人口増加の大切な要因であります。確かに子供を生み育てるのは利府町がよいという親たちの声を聞きます。

しかし、18歳を過ぎるとこの町から出ていき、職場が仙台市であっても町に戻らない若者も多いと思います。

大人になっても利府町に住み続けたいと思ってもらうためには、どのような町にしたいのかを彼らに語ってもらう必要があります。

復興に向けた東北の各地では大学との連携により、若い人たちを中心にしたまちづくりが盛んに行われるようになりました。町も5年後、10年後を見据えた利府町の未来を若い人たちに描いてもらうよう呼びかけてはいかがかと思えます。

郷土を愛する人材をふやすためにも町の方策を伺います。

（1）これまでに若者が町に関心を持つような方策はあったのでしょうか。

十符の里フェスティバルのようなお祭りは、若い人たちが盛り上がる行事であります。若者を中心にした実行委員会をつくってはどうか。

（3）都市構想を専門とする大学の研究室とともに、未来のまちづくりを考えるワークショップを行ってはどうか。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1番、バス運行事業の早急な見直しを、2番、葉山団地に体育施設を、3番、若者がつくるまちづくりをについて、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のバス運行事業の早急な見直しについてでございますが、（1）の宮交バスの減便の報告などについてのお尋ねでございます。これは、宮交バスからは昨年の7月上旬にこの復旧事業、災害の復旧・復興工事に投入されますダンプカーなどのドライバー需要が急増いたしまして、バスの運転手からダンプの運転手に転身を図る方が後を絶たない状況で、退職者が多くて運転手確保の都合から休日等の減便を検討している旨の報告がありました。

町といたしましては、何とか運転手の待遇面を改善して、運転手の確保に努めてほしい旨を要請しております。しかし、退職希望者の発生に歯どめがかからず、9月までに6人の退職者が出る見通しになったために、9月12日に町に対して土曜日、日曜日、祝日に関する路線バスの減便通知が提出されまして、10月18日に減便が実施されているのが現状でございます。

12月15日に再び町に路線バスの減便通知が提出され、翌年2月上旬以降に減便を実施したい旨の内容であったために、宮城県と利府町地域公共交通会議に図り、町としての対応の検討を行いました。

しかしながら、運転手の確保あるいはバスの手配等について町はすぐに対処できることではないために、宮交バスに対して再度賃金を含めた運転手の待遇改善を図り、早急に要員状況を改善することや、減便を実施する前に利用される皆様へ十分に周知するように強く要望いたし

たところであります。

（2）の大型バスの運行についてでございますが、朝晩の乗客数を考慮して、日中だけでも小型車両に切りかえることには、小型車両の台数も限られていることから、難しいということをお伺いしております。

なお、大型車から小型車に変更しても運転手の手配等は必要であります。燃料費が若干節減される程度であると、そういうふうなことを宮交バスから回答をいただいております。

次に、（3）の町民バスの利便性を考えての運行についてでございますが、宮交バスが運行している葉山赤沼線については、町民バスに切りかえて運行するよう、宮交バスからも要望されており、現在2路線で運行している町民バスについて、葉山赤沼線を含め、3路線の見直しを検討しているところでもあります。

次に、（4）の岩切駅発着の町民バス増便についてのお尋ねであります。この岩切駅の利用者が多いことも把握しておりますが、利府駅の電車の増便には利用者の増加が必要条件となっておりますことから、町といたしましては、利府駅の利用者をふやすことを優先にして路線を組んでおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

第2点目の葉山団地に体育施設についてのお尋ねであります。また、（1）の葉山団地の避難所についてでございますが、災害対策基本法によって、指定避難所は公共施設、その他の施設を指定避難所として指定しなければならないというふうに規定されていることから、葉山団地におきましては、葉山集会所を指定避難所として指定をいたしております。

（2）の体育館のような施設が必要じゃないかについてでございますが、葉山の学校用地に体育館のような施設があれば、多数で行う子供会行事や屋内で行うスポーツ活動などが身近でできるようになり、また、災害が発生した際には避難所として活用も可能であることから、地域住民の皆様にとりまして有効な施設であるということは認識をしております。

しかし、御承知のとおり、まだ学校用地として残っているわけでありまして、整備するためには多額の費用が必要であり、財政的な負担も考えなければならない。また、町といたしましては、葉山町内会との意見の交換を行いながら、検討することが必要であるということから、今後この施設の考え方について葉山町内会の御意見を伺いながら、どうすればいいかということについて検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

3点目の若者がつくるまちづくりについてでございますが、（1）の若者が町に関心を持つような方策についてでございますが、町では過去にできる限り若い世代の方々のまちづくりへの参画をお願いし、人材育成にもつながるために、研究テーマを設けた「十符の里21世紀プロジ

ェクトチーム」や「まちづくり実践塾」といった事業に取り組んだ経過があります。

しかしながら、この若い世代の方々の多くは、学業や仕事に追われ、日々多忙であることや趣味、趣向など多様化していることから、思うように参加者が集まらず、継続的な実施には至りませんでした。

このような状況も踏まえまして、町では子供から御年配の方まで年齢を問わずまちづくりへの御意見や御提案をいただく方策の一つとして、町への手紙の事業に取り組んでいるほか、町政全般に関してもこのほど実施いたしました総合計画に係る町民満足度の調査や子育て支援、さらには福祉や健康づくりといった計画を策定する際にアンケート調査を行うなど、若年層の方々の声をできるだけまちづくりに反映できるように努めているところであります。

（2）の若者を中心とした実行委員会についてのお尋ねであります。 「十符の里一利府」フェスティバルは、町民総ぐるみによる充実したイベントとして地域活性化と地域コミュニティーの形成を目的として開催しているのが現状でございます。

実施体制といたしましては、実行委員会17名と運営委員会10名で事業を行っており、イベントの準備から企画運営まで幅広い業務を担っていただいております。

御提案いただきました若者を中心とした実行委員会の組織化につきましては、これまでも毎年町の広報紙等で積極的に募集を行ってきておりますが、なかなか応募がなく、苦慮しているところであります。

御承知のとおり、「十符の里一利府」フェスティバルは、町民の皆様の自由な発想と自発的な行動から生まれた祭りであることから、今後とも若者の積極的な参加を呼びかけながら、すばらしい地域の祭りとして成長させてまいりたいと考えております。

（3）の都市構想を専門とする大学の研究室と連携したワークショップの導入についてのお尋ねであります。他の自治体の事例では復興支援として被災者の元気を取り戻すための取り組みや観光振興へのアイデアを取り入れるための手法として学生を交えたワークショップを活用しながら、若者ならではの意見や提案を受け、吸い上げ、個別の事業に生かしている事例などが見られます。

こうした手法は、若者をまちづくりに参画いただくための有効な手法の一つであると考えておりますが、本町のまちづくりに取り入れることを想定した場合、現在町が抱えている行政課題を整理した上で、ワークショップによる効果が期待できるような研究テーマを設ける必要があるものと考えています。

今回遠藤議員の御提案のとおり、町の将来を担っていく子供たちを含め、若者たちが郷土愛

を育み、そしてまちづくりの関心を促すための取り組みは、今後の地方創生を進める上でさらに重要となってくるものと認識しております。

町といたしましては、今後も今回御提案いただいた大学との連携の可能性を探りながら、町の活性化につながる実効性ある方策について引き続き検討してまいりたいと思いますから、御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この公共交通の問題は、町としても非常に頭の痛い問題だと思います。運転手の不足というのは、もう全国的な問題であり、たしか仙台市では60歳を過ぎてもそのまま運転を続けてもらうようにしたというようなニュースを聞いておりますが、今まででもこのバス運行に関しては、不便という声が住民から聞こえておりました。ずっと利府町の総合計画の中でもこの公共交通を充実する、利便性の向上を図ると、ずっと10年も、その前からもうたっております。この利便性の向上が全然図られずに、逆の方向にいつているということがあると思います。ここで思い切った考えを出していただかない限り、この公共交通は利便性の確保というものができなくなるんだと思います。

特に、今回のこの（1）になりますけれども、減便の報告というものが町に事前に日曜、祝祭日は、土日、祝祭日ですか、は9月あるいは今回の3月14日にいよいよ減便されるバスダイヤが発表されましたけれども、これは12月にあったと。町長の答弁では強く要望したし、地域公共交通会議も開いたというような答弁がございましたけれども、強く要望したけれども、減便されてしまったと。

この地域公共交通会議で今までも議会ですらたびたびバスの質問が出るたびにこの地域公共交通会議で検討しますというお答えが多いんですけども、今回のことに関しては、地域公共交通会議でどのような審議がなされたのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 答弁願います。企画課長。

○企画課長（赤間信博君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

この公共交通会議で実際に委員の中に宮交バスの管理者がおります。その方から今の状況を詳しく伝えていただいて、委員の中で検討して、今回の結果になったということでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今回の結果は、これから高齢者になって、前段でも述べましたけれども、免許を返納したい高齢者にとっても非常に不便になりました。かなり大幅な減便になっており

ます。

それで、一番の問題は、直行の、仙台に乗りかえなしで行かれる電車が1日にそう数は多くないのですけれども、どの時刻表、どの地域からのバスの運行状態を見ましても、8時55分発という直通の電車にうまく乗れるバスがなくなりました。これが非常に地域の住民にとっては反響の大きかったバスの変更に対してなんですけれども、こういったことは、この時刻表に合わせて、せめてこの便だけはというような要望を宮交バスに出さなかったのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

当然協議の中でそういうお話はしていますけれども、どうしてもやっぱり宮交バスの場合は、乗客が多い少ないということで、最終的に営利というか、業績が上がらないバスについては減便の対象になるということで、今回減便されていますけれども、町にとってもかなり死活問題になるので、何とか利用者の方の便宜を図ってほしいということは毎回伝えてはいますが、残念ながら、なかなかそれは取り入れてもらえていないという結果でございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この8時55分に乗れる、しらかし台を出発するのが8時18分で、駅に8時44分に着くという、このバスも非常に私は乗っている……、私もたびたびバスを利用する人間でございますけれども、このバスには乗っているのではないかなと思いましたが、なぜこれがという声は住民の間から大分強く上がっていると思います。

確かに昼間の便では風を、空気を乗せて走っているというような状態、特に菅谷台、青葉台線ですか、そちらなどは2時代のバスを私は二、三回全くゼロで駅を出発しているというようなバスの状況も見ております。確かにこれでは路線も維持できないだろうなと思っておりますけれども、朝夕の大切な便を減便してしまうというのは、町の要望が足りないのではないかと思いますけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

やはりなぜこういうふうな結果になったというのは、朝が一番便数がどこの路線も多いということで、まずもって運転手の確保できないという大きな問題があるそうです。それによって、もう少しふえればもっと減便しなくて済むのではないかとは思いますが、運転手の手配がつかないということで、どうしてもそういうふうな状況にならざるを得ないということで宮交のほうからは回答得ています。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 宮交バスは、仙台の市バスのように、定年を延長するといいますが、65歳ぐらいまで運転手さんを確保するような方策はとっていないのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

宮交バスのほうもやっぱりそういうふうな方策はとっております。現実には現在塩釜営業所の所長と普段はしないんですけれども、人が足りなくて、所長とその管理者まで運転手に駆り出されている。それでも足りなくて、仙北と仙南から1名ずつ応援に来ていただいたそうなんですけれども、それももう限界だということで、今回の3月の減便につながったというふうに伺っております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この減便の影響というものは、町当局はどのような考えをお持ちになりましたか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

やはり、利用者の方にとっては大変重要な問題ですので、とにかく一日も早く運転手をやっぱり確保していただいて、もとの便に戻すように、それはやっぱりお願いするほかないのかなと。町でお金出してもできるものではありませんので、それはあと宮交さんの企業努力にかかってくるのかなという部分もございますので、これからも強くそれは要望していきたいというふうに思います。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この影響というものは、例えばJRがうまく通じないために、送ってもら、自分の家の車で送迎してもらおうという車が非常にふえていると思うんですね。苦情の一つは、町営の駐車場が非常に混んでいて入れないという苦情は町当局にも入っていると思います。

これが減便することによって、ますますこの不満というものは大きくなると思いますし、あるいは駅に送迎する車が多くて、あるときはバスが入れなくて、電車に乗れなかったことがあったという話も、ここは話を聞いただけでございますけれども、そういった苦情も出ております。

こういった影響というものはお考えになっておりますか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

そういう苦情はあるということは伺っておりますけれども、今現在じゃ何か対策とれるかとは、ある程度利用する方のモラルに一応お願いするほかないのかなということで、いずれ利府の駅前広場も将来的には拡張したいと、こういう状況がもう飽和状態になっているということで、いずれ拡張したいという計画もございますけれども、今すぐというわけにはちょっとなかなかいきませんが、それで将来的には対処していくような考えでおります。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 駅前のロータリーの拡張というのは、以前も何かもうやりますというようにお話があったと思いますが、大分延びておりますけれども、この理由は。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答します。

整備をすることとなりますと、結局やっぱり単費でやると相当の金額かかりますので、何とか補助金を使った整備ができないかと。あとは、民間もございますし、あとまだ屋台村もありますので、ああいう問題もいろいろ整理してからじゃないと実際はとりかかれないので、なかなか今すぐというわけにはいきませんが、将来的にはやっぱり絶対必要なことですので、これはやっぱり取り組んでいく必要があるというふうに考えています。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） （2）の大型バスのことですが、今町長のお答えの中で、やはり難しいと。若干燃料が違うだけであるというお話でした。大型バスが無理であったら、やはりそろそろ町民バスに切りかえるべきではないのかなと。バスの大きさから考えましても、それから補助金の多さですね。予算委員会の中では平成27年度の予算で3,550万円の補助金と、これは減便したので、若干は少なくなるということでしたけれども、3,500万円以上の補助金というのがまた平成27年度も出される予定でおります。

ですから、もう大きな返還を図らなければいけない時期になっていると思います。大都市ではシティーバスですとか、コミュニティーバスで縦横に走らせるというような、財政基盤も人口も違いますけれども、やっぱり高齢者対策の一つとしてもこのコミュニティーバス、それに切りかえているところが随分あると思いますけれども、もうそういった大きな変換の時期ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

確かに遠藤議員おっしゃるような状況になっているというのは我々も認識しております。

それで、来年度、平成27年度においてその辺を本格的に見直しということ、町民バスをさつき町長の答弁で1台ふやすような考えも申し上げましたけれども、その中で総体的にいろいろなシミュレーション、今おっしゃいましたようなコミュニティーバスなんかももっと現実的にどうなんだというふうなことも検討しながら、平成27年度中にはある程度の方向性を示していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 非常に残念に思いますのは、100円のあのバスチケットの補助が出ることになって、高齢者は非常に喜んでおりました。こうしてまた何か逆戻りしてしまうのではないかなという思いもあります。

（3）にまいりますけれども、この町民バスが2路線から3路線にするということによろしいのでしょうか。どういった路線をお考えかは聞かせていただけますか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

まず、先ほど申し上げましたように、宮交バスのほうからなかなか運転手の手配がつかないということで、葉山赤沼線ですか、利府駅に来るものですね。それを町民バス等に切りかえて運行できないだろうかという申し入れがされております。

ただ、町ではすぐにそうですかというふうなわけにもいきませんので、いろいろやっぱりシミュレーションしていく必要があります。

それで、1路線ふやすというのは、そうなると、多分東部地区とか中央とか西部に分けて、効率よく運行するような考え方を持っております。それで、ちょっとこれからシミュレーションして、どういうふうな方向であれば一番短時間かつ運行が効率よくできるか、その辺を検討してまいりたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 検討の中に、ぜひこのごろは風が吹くと列車がとまります。それが非常に頻度が多くて、3日前ですか、あのときも列車が動かなくて、利府駅に大分人があふれておりました。

この路線の1つに、私は岩切に通じるような路線を1つ考えていただきたいと、前々から以前に議会で提案したこともございますけれども、タクシーに相乗りすればよろしい話でしょう

けれども、かなりの人たちがあそこで足どめを食らってしまいます。岩切に出れば、岩切からは市営バスも仙台に向かって走っております。ですから、何とか仙台には行かれるということが出来ますので、1つそこは路線にいられていただきたいなと思いますし、やっぱり利府町がベッドタウンということは、利府町で寝て、仙台で働いてという、このベッドタウンとしてのやはり価値というものがここで孤島になってしまうというのは、ベッドタウンの役割を果たしていないと思いますけれども、そういった路線を1つお考えに入れていただけますでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

路線バスを岩切駅までということ（「町民バスです」の声あり）今現在も町民バス、何本か岩切のほうに向かって走らせております。ただ、それをそればかりやっちゃうと、今度利府駅の利用客が減るということは、利府駅今増便してほしいという要望が町民の皆さんからたくさん出されていますので、そちらに影響を与えるということと、あとやっぱり駅前の活性化のほうもちょっとマイナスの方向に向っちゃうということで、今現在その辺のバランスをとりながら運行しております。

確かに、乗る方がたくさんいるというのは我々も把握しておりますので、それは非常に有効な考えかなというふうには思いますけれども、一方で、そういうふうな問題も抱えておりますので、その辺はバランスを見ながらこれからもちょっと検討したいというふうに思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 利府からの電車の増便というのは、もちろん町民の願いでございますけれども、ここ私が平成3年に参りましたころからそれほどふえておりませんし、乗降客もふえていない。ますます岩切へ行ってしまうと。

菅谷台青葉台線ですか、青葉台菅谷線でしょうか。乗降客が非常に少ないというのは、要は岩切に出たほうが団地としても近いんですね。それで、2駅、新利府、利府と2駅も戻ってから仙台に行くというのは、やはり人間の常識として、バックしてから4駅で仙台へ行くというのは効率も悪い問題ですし、私はやはりここら辺の路線もきっちり考えないと、駅前の活性化というのは大事な問題ですけれども、やはりサービスというのは町民に対してのサービスだと思っておりますので、思い切った改革を考えていただきたいと思っております。

それで、この（4）に入りますけれども、岩切駅発着の町民バスですが、これも結構感謝されております。西部地区は、東部地区の問題と西部地区の問題はあるんですけれども、西部地

区は岩切に出て、ちょうどJRに接続するというので、利用者も多いと思います。やはり、利便性があるものは利用するんですね。

町民バスもただダイヤ改正によって、29分ぐらい岩切駅で待たなければならないといった、悪いほうに改正してしまった部分もあります。

この町民バスへの要望というのは、これからますますふえるでしょうし、100円で乗れるということも町民にとってはありがたい話です。

この町民バスなんですけれども、一つは、おかしいと思うのは、福祉センターが閉まっている間は西部地区の話ですが、沢乙から下におりてしまいます。これは、何か根拠があるのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

大体閉まる……、上に夕方以降は行っていないと思うんですけれども、それについては、結局利用者が少ないということで、その部分は給食センターから直接駅のほうに向かう便に切りかえております。

要するに、利用者が余り見込めないということです。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 利用者が余り見込めないというお話でしたけれども、沢乙から下がってしまうために、最終便、岩切駅発8時54分という町民バスがございます。これが土曜、日曜は8時32分で宮交バス、利府駅発宮交バスは終わります。その後の電車で仙台から帰りまして、岩切駅に着くと8時54分の町民バスがとまっております。私もタクシーで帰るつもりがこのバスがとまっていたので、100円と2,000円かかるものですから、てんびんにかけて、この町民バスに乗ってみましたけれども、見事に沢乙でおりなければならなくて、山道を上って家に帰りましたけれども、これが上まで行っていたら、やはり土曜、日曜のこの不便さというものの解消もこの福祉センターが閉まるからということではなく、上まで上がっていただくと、非常に町民にとっても便利になると思いますし、それから、今バス停が多少変わりました、プールのところからのが仙塩病院あるいは利府高前というところから乗ようになりましたけれども、この仙塩病院に通っているということで、多分面会は7時までだと思いますけれども、そのあたりの方の便宜も考えましたら、やはりこの町民バスをせつかく病院に回してくださるんですから、この辺もやはり上のほうまで上がるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

今日中仙塩病院まで町民バスを運行しております。ただ、あそこに停留所をつくるときも仙塩病院といろいろ協議しまして、大体基本的には午前中の診療だということで、その後はちょっとやっぱり利用する方が少なくなるということで、午前中での、基本的に午前中の便でオーケーですというふうな協議の上で今やっております。

それで、宮交バスのほうも青葉台のほうに停留所とかということで、新しく停留所を設けておりますので、利用する方はそれを利用する方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、今2路線でやっているものですから、かなりやっぱり時間がかかるということで、なかなかそれぞれの皆さんの御要望にお応えできるような状態ではないですので、もしできるのであればもう1路線ふやした中で、そういうこともいろいろ念頭に置いて検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ公共交通というのは、これからの高齢化社会に最も必要なことですし、以前に2007年には県の交通計画懇談会で各県、各市町村の最重要課題が地域交通の確保であると。

それから、仙台都市圏の交通政策懇談会ということに、その場でもコンパクトシティー構想というのは高齢者に優しい地域になるということで、この中で、富谷と利府は都市基盤はよいけれども、公共交通はだめであるというような評価の新聞記事も以前出ておりました。

今回富谷は大幅に何だか夢のような構想が出ておりますので、ライトレールですか、やはり富谷も交通問題には頭を抱えていると思いますけれども、利府は富谷と違って、JRという、本当に宝物のような線が通っております。高齢化に向けて、免許を返納してもこの町で暮らしていけるように、ぜひ公共交通を考えていただきたいと思います。

それで、考えるときには、もう地域公共交通会議ですか、に図りますではなく、もっと大きく変換していただく時期、転換していただく時期だと思います。例えば、岩手大学の公共交通工学の元田先生がバス110番というようなものでアドバイスサービスをしていらっしゃるそうです。あるいは、ラジオで秋田県の由利本荘市と美郷町ともう一つ忘れちゃったけれども、その3つの都市で、済みません。大仙市です。やはり赤字バスに悩むところなので、川越市の赤字バスから転換したバス会社の社長を呼んで講演会をしたというラジオ番組がございました。ちょっと探してみたいんですけども、多分バス会社が川越市のイーグルバスグループの社長だと思っんですね。これもぜひ地域公共交通マイスターを初めてお取りになったんだそうです。こ

これは、関東運輸局認定のマイスターだそうですが、こういった知恵をかりながら、この町の交通をどうしていくかということを考えないと、若者がこの町から出ていってしまう理由には、不便だからというものもあるんですね。利府は確かに人口がふえておりますけれども、いろいろと人口の中身を見てみますと、例えばしらかし台ですと、平成23年から27年の1月現在ですと、56世帯ふえております。しかし、人口は178人減っている。あるいは、青山ですと、この3年間で42世帯ふえているのに100人減っている。それから、青葉台でも68世帯ふえましたが、人口は34人減っていると。これは、高齢者がお亡くなりになるのも入っておりますけれども、この大きな数で人口が減っているというのは、やはり若者が出ていってしまっている。

家を建てるときにも岩切に今どんどん住宅地ができておりまして、岩切、利府を比べたときに、やっぱり利府は不便だからねという声も聞きます。

ここで今利府は人口がふえている、いいときでございますので、今ここの公共交通をしっかりといろいろな方の知恵をかりながらやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

確かに今議員言われたことは大変重要なことで、どこの自治体も一番の悩みは公共交通問題というふうに認識しております。

私のほうの公共交通会議の会長、委員長が宮城大学の徳永先生ということで、要するにスペシャリストというか、公共交通の県なんかでもその方を中心にしていろいろな協議会とかやっていますので、そういう先生方の知恵をかりて、今おっしゃったように、例えば何かそういうイベントを開くとか、講演会を開くとか、そういうのもちょっとこれから考えてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ大きな転換を期待しておりますので、町民バスも含めてお考えを進めていただきたいと思います。

2点目に入りますが、葉山団地に体育施設のようなものを欲しいという要望が住民から出ております。多分学校への要望ももちろん出ていると思いますけれども、町長の平成27年度の施政方針の中にも大規模災害発生時には指定避難所として重要な役割があると。学校施設がと書いていらっしゃいます。葉山団地もこれだけの大規模な団地になってまいりました。やはり、避難所というものを運営するためにも、体育施設のようなものが必要ではないかと思いますが、

この3.11のときは、どこが避難所になったのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 遠藤議員にお答え申し上げます。

避難所ということで、指定避難所は葉山集会所ということで、避難所を設営をしているということでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ペアキッズではなく、葉山集会所が2011年の3.11のときは避難所だったのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 葉山集会所に開設をしているということでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ペアキッズと聞いたような気がいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 大変失礼しました。1週間ペアキッズのほうで開設をしているという事実がございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 実は、私も青山の体育館に震災のときは詰めておまして、その日の夜に葉山のほうに何も物資も届かないんだけどもと駆け込んでいらした方がいらっしゃいました。そのときは、私に対応せずに、行政のほうでやっていただいたと思いますが、物資等はそのときは届かなかったのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 物資は、即時的な部分ではちょっとおくれたかもしれませんが。

ただ、基本的には指定避難所、3.11の場合、避難所そのものが正規の避難所が全て開設できたかということ、それはちょっとできない状況ではあったんです。なので、葉山についても同じように、実際開けるところということで、ペアキッズに1週間ほどお願いしたんですが、その中で開いているところに資材を配布をするという状況でございました。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） やはり、葉山のような大きなところには、避難所としての役割としてもこういった体育館のような施設が必要な時代が来ていると思いますし、東部地区の1つの拠点にもなると思いますので、ぜひ前向きにお考え願いたいと思いますが、これから町内会の意見

を伺い、検討するというお答えでしたけれども、いま一度お願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） お答えいたします。

避難所としては、東部の基地になる部分というのは必要かなというふうに思っております。

今葉山の集会所につきましては、使用人員40名ということがございます。また、ペアキッズにおいては、これは面積案分ということでなんです、ペアキッズの収容人数とすれば、これは推定なんです、60名ほどになるだろうというふうに思います。

また、町営住宅、葉山の住宅があるんですが、その集会所というところをもしそこに収容するという場合であれば、30人ほどの収容人員、トータルで160名ほどの収容が可能かなというふうには思っております。

ただ、指定として葉山の集会所を指定しているということではありますが、臨機対応をして配分をしていくというふうな形で対応できるのではないかと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） いろいろな面からこういった施設が必要ではないかと思いますが、葉山の子供会も大分子供さんたちもバスが今度は6台で送迎するようになるようですけれども、子供会活動も非常に支障が出ておまして、葉山の方に伺いますと、班ごとにでなければ子供会ができないと。あの集会所を使うしかないものですから、そういった声も聞いております。

それから、近くに高齢者施設が風の音がありますけれども、そこに子供たちが結構お邪魔をして迷惑をかけている部分もあるんだというお話も聞きました。こういった地域での問題も出てきております。

女川町では、やはり仮設からスクールバスで女川の学校に通っておりますが、その問題として、体力が落ちているということや、それから、肥満の問題も出てきていると。ですから、そのテレビ番組を見ましたときに、やはり葉山の子供さんたちにもそういったものも影響もあるのではないかと思います。

女川町では学校の体育館でスクールバスに乗って帰る前に、体育館で遊ぶ時間というのを設けました。という話がテレビで報道されておりました。

こういった面からも葉山にはもう早急にこういった施設が必要ではないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 町長、指名ですので、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 遠藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

この葉山の件につきましては、後ほど羽川議員からも詳しく質問いただいておりますが、これは御承知のとおり、この葉山団地はまず3期計画の1期工事終わったばかりでございます。2期目、3期目どうするかについては、事業者がまだ決定をしておりません。そういった意味で、ここで1期でやめたとなれば、そういった体育施設も必要であります。また2期、3期諦めておりませんので、学校用地としての機能も残っているわけでありまして。その学校機能を残している段階であそこに体育館を建てた場合はどうなるかということも十分問題があるわけでありまして、まずは、事業者が、ディベロッパーが2期工事をどうするのかということをお早急に会社の決断をして、あの団地の整備をしなければならないと思っています。

したがって、あのまま2期、3期やるとなれば、これまでの計画どおり、学校あるいは公共施設を全部使うわけでありまして、そういった意味では体育館が使える。

ここでやめた場合、シミュレーションについてはまだ決定できない段階であることを御理解をいただきたい。

それから、これまで再三当時の3.11の件について御質問いただきましたけれども、一番詳しいのは当時の町内会長であります。当時の町内会長の西澤さんがよく知っているわけでありまして、これはそういった意味でほとんどの葉山からいろいろな御要望は余りなかったということは、水も十分にあったと聞いていました。電気も早かった。そういった意味で、こちらの被災地とは全く違う状況だったということをお聞いておりますから、そういった意味で、恵まれた団地だなと改めて思います。

これからもやっぱり町内会初め、住民の声を聞かないと、こっちの感覚とあっちの感覚また違いますから、そういった意味で、避難所をどうするか、先ほどまずは体育館をつくる前に集会所、ペアキッズ、それから町営住宅の集会所、あの3つを柔軟に対応していきたいと思っておりますから、これからも町内会の皆さんの御意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますから、御理解をお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 実は、2009年の新聞の発表なんですけれども、仙台市圏都市交通懇話会まちづくり部会というところが交通不利地が県内で住吉台とか茂庭台、錦ヶ丘とか出ておりますけれども、その中に全部で9団地が2030年には交通不利地になるということ、その中に利府葉山という名前が上がっておりました。

ですから、これは2009年の記事でございますけれども、どうぞ孤立をしないように、そして、

子供たちの健全育成のためにも、もちろん学校ができてくれることが一番よいことなんですけれども、そういった子供たちの体力面からもスクールバスというものの弊害もこれからあらわれてくるかもしれません。どうぞその辺を考慮して、財政的な問題もあるでしょうが、考えていただきたいと思います。

3点目に移ります。

若者がつくるまちづくりというのは、新聞でもいろいろな河北新報等でも若者たちがまちづくりをしている記事、大学と連携してまちづくりをしている記事とか、あるいはNHKのEテレでしょうか、東北未来塾というようなものがシリーズですとやっております。若者が町を考えたということは、これから非常に大事な問題であると思いますし、せんだっての成人式も非常にいい成人式でしたし、あのときにも若者たち、成人を迎えた子供たちがあの式自体もとても恩師たちのビデオレターなどもありまして、とてもよい式でしたし、子供たちも盛り上がったように思います。

このパワーがあるのに、このまま子供たちが分散してしまうのはもったいないなという気持ちが非常にございました。

このごろ、もちろん3.11が昨日でございましたので、テレビもいろいろな番組がございまして、その中で盛んに上げられていたのが女川町の復興ということで、若者がつくるまちづくりというものを大きく打ち出しておりました。若者がこのまちづくりをどう考えるかで今度開通されます女川駅ですか、あのアイデアなども若者が考えたようです。

増田元総務大臣ですか、あの方も評価しておりましたけれども、若者や女性がまちづくりを考えると早く進むと。若者のそういったまちづくりの会議には、言い出した方が高齢の方なんですけれども、還暦以上の方は口を出さない。若者に考えさせましょうというような大胆なまちづくり、懇話会をつくったようです。

ですから、やはり若者が将来ここに住んでもらうために、いろいろな面でアイデアを出してもらうことは大事だと思います。

(1) ではいろいろな方策を今までとってきたけれども、なかなか継続的に至らなかったという点もあります。ぜひまずは、「十符の里－利府」フェスティバルで応募しても来ないという話でしたけれども、もっと具体的な、例えばこの部門は若者に任せるからとか、そういったアイデアを出して、「十符の里－利府」フェスティバルのときには子供を連れてこのお祭りに帰ってこようというような気持ちになるような「十符の里－利府」フェスティバルにもしていただきたいと思いますし、ぜひその辺のアイデアを出していただきたいと思いますが、最後に

いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 遠藤議員にお答えを申し上げます。

遠藤議員が今お話をした内容というのは、まさにそのとおりだなというふうには思います。ただ、フェスティバルにつきましては、先ほど来町長もお話ししているとおり、公募をしています。公募をしてもなかなか集まらないというようなことが前提にはございます。

また、その中で、若いそういう意見を集約するためということで、実行委員会、そして運営委員会等々組織しながら進めてはいるのですが、その中に集まってこれないということがございましたので、運営上アンケート調査等々をやりながら、若い人たちの御意見をいただきながら、今現状で対応していると。早く言えば改善すべきところは改善しながら進めているというのが今の現状でございます。

これから再度公募等々も視野に入れ、かつ実行委員会、運営委員会のほうと協議をしながら進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 若者は十分に力を持っております。震災のときにも水くみのボランティアでもっとも若い人たちがアイデアを出しながら活躍してくれました。

ぜひ若い人たちの力をこの町が引き出すように努力していただきたいと思っております。終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は11時5分とします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、1番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔1番 安田知己君 登壇〕

○1番（安田知己君） 1番、日本共産党の安田知己です。

今回3つの質問をしていますので、よろしく願いいたします。

1、国民健康保険税の見直しについて。

全国では国保税が高過ぎて払えず、保険証がないために医者にかかれず、重症化、死亡するなど、大問題になっています。

国保財政が厳しいのは、国庫支出金が半減されたことや、自営業者、年金生活者、非正規労働者などの低所得、貧困世帯が多く加入しているからであります。

そこで、以下、町長の考えを問います。

（１）国保税は毎年多額の滞納を生み出しているが、原因をどう捉えているのか。今後滞納を減らすためにどのような取り組みを行うのか。

（２）所得割、資産割、均等割、平等割の試算方式を見直し、無理なく支払える国保税を検討する考えはないか。資産割は被保険者の税負担能力に必ずしも直結しないと考えられるが、どうか。

（３）滞納者に対して短期保険証や資格証明書を発行しているが、どのような効果があらわれているのか。納税相談の機会を設けるために短期証、資格証を発行しているという考えもあるが、短期証、資格証を持つ被保険者は、医療機関への受診率が低下傾向にあり、重篤化するおそれもある。平成27年度は発行をやめるべきではないか。

（４）厚生労働省の医療保険制度改革案で2018年度に国保の運営を市町村から都道府県に移行する考えが示されている。国保税の値上がりや収納率向上に駆り立てられる可能性がある。町はどのように受けとめているのか。

２番、子育て支援について。

利府町は中学校までの医療費ワンコインでの無料制度、体育着の支給、第三子の保育所無料制度、幼児病後時保育など、子ども・子育て支援に力を入れています。子育て世代へのさらなる支援について、以下町長の考えを問います。

（１）入学から支援する就学援助制度では、入学前に準備するランドセルや学用品等の購入には利用できない。これは、就学援助は入学してから使えるので、その前には使えないということです。入学前から利用できる就学援助貸付基金の設置を検討してはどうか。

（２）平成25年10月から子供医療費の助成を中学生まで拡大しているが、利用実績と財政状況を鑑みて、通院、入院のワンコイン制度を段階的に外すことを検討してはどうか。また、ワンコイン制度での医療費助成を高校生まで広げる検討をしてはどうか。

（３）町の人口増加に伴って、認可保育所へ入れない待機児童が本町でも生まれている。認可保育所へ希望しても入所できないため、認可外保育所に入所した子供に対しての保育料減免を検討してはどうか。

（4）義務教育の小学校から中学校にかけて保護者が購入した学用品が学年終了と同時に家の納戸にしまわれてしまうケースがたくさんある。町で使わなくなった学用品の再利用を検討してはどうか。

3番、公共施設等の耐震化について。

東日本大震災から4年経過し、復興への歩みも堅固になってきています。地方自治体が所有する公共用施設の多くは不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害時には避難場所や防災拠点としての機能を発揮することが求められる施設であります。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりではなく、災害応急対策等の実施に支障を来し、その結果として防ぐことができたであろう災害の発生や拡大を招くおそれがあります。

そこで、以下、町長の考えを問います。

（1）東日本大震災後公共施設の耐震診断を実施したのか。耐震性があると診断されたのはどの施設か。

（2）本町で新たに耐震化処理が必要な施設はどのくらいあるのか。

（3）防災拠点となる公共施設の耐震化はどうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

大きな1点目、国民健康保険税の見直しについては町長、2点目、子育て支援についての（1）、（4）は教育長、（2）、（3）は町長、3点目、公共施設等の耐震化については町長。初めに町長答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 1番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の国民健康保険税の見直しについてのお尋ねであります。まず（1）の滞納の発生原因と滞納を減らすための取り組みについてのお尋ねであります。この国保税の滞納が発生している要因は、地方における景気の低迷感が強く、震災から4年経過したものの、いまだその影響が残っており、他に債務を抱える世帯などが滞納に至っているものと推測するものでございます。

次に、滞納を減らすための取り組みについては、納税したくても先ほどの要因によって納税できない方に対しては、未納通知などによって窓口の来庁を促し、納税相談を行いまして、その方の経済状況に応じた分割納付等の納税指導によって今後とも対応していきたいと考えております。

一方、納税資力があっても納付しない方に対しましては、宮城県地方税滞納整理機構への移管あるいは税負担の公平化の観点から、財産調査を行いまして、預貯金などの金銭債権や動産、不動産の差し押さえを進めるなど、今後も毅然とした態度で取り組んでまいりたいと考えております。

（2）の算定方法の見直しについてであります。所得割や資産割につきましては、所得状況や世帯構成などの基準となる金額の変動があり得ることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。

都市部では3方式による課税を採用する傾向にありますが、本町では応能応益の原則から、所得割を補うものとして4方式による課税方式を用いており、県内の多くの自治体が同様になっております。

また、就学前の子供は保険税を支払う能力がなく、均等割の負担を保護者である世帯主に強いることになるわけですが、税負担の公平性と受益者負担の観点から、負担はやむを得ないものと考えております。

（3）の短期保険者証、資格証明書についてでございますが、ただいま安田議員御指摘のとおり、納税相談の機会を確保することを目的としており、実施しているものでございます。医療機関等を受診することを抑止することや懲罰を意図しているものではないのを御理解をお願いしたいと思います。

安田議員御承知のとおり、国民健康保険制度では全ての被保険者が保険税を出し合って、それを原資として保険給付を受けることが可能となる相互扶助の制度であります。この制度の安定運営には税収の確保が絶対条件であります。また、保険税負担の公平性の観点から、滞納者との納税相談の機会を確保することは必要であると考えております。

（4）の都道府県への移行についてでございますが、平成30年度に都道府県に移管することとした法案が現在開催されております国会に提出されております。その内容は、都道府県において事業の健全運営の中心的役割を市町村においては資格所得、喪失、保険税の賦課徴収、保険事業の運営等の役割を果たすこととされております。これまで都道府県への移管について国と地方の協議の場が設けられまして、私も宮城県町村会長として全国町村会議において厚生労働省に意見を述べさせていただく機会がありました。都道府県ごとの保険税の平準化することだけでなく、市町村の医療水準、財政状況、所得状況などを勘案した負担について要望してまいりました。

御承知のとおり、利府町の国民健康保険税は宮城県下35市町村の中で下から10番目に安い保

険税であります、これが平準化されますと利府町の保険税がかなり負担が重くなるという観点からの要望でございます。

現在国では分賦金方式により、市町村の負担を求め、賦課は市町村ごとに決定する仕組みを検討している状況でございます。

今安田議員御指摘の保険料の徴収率によって市町村の負担が求められることも想定されているようではありますが、市町村の国保財政が安定的に運営できるように、引き続き機会を捉えまして国の財政支援等を要望していきたいと考えております。

また、今後具体的な内容が示されると思いますので、その動向を注視していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、第2点目の子育て支援についてでございますが、（2）の子供医療費の助成拡大についてであります。本町の子供医療費助成につきましては、平成25年の10月から対象を中学生までに拡大して実施をしております。中学生のみ通院1回、または入院1日につき500円の負担をいただいているところであります。この500円の負担につきましては、これまでも御説明申し上げましたとおりでございますが、一定の受益者負担者と過剰受診の抑制を図ることを目的に実施しております。

この医療費助成に要する経費は増加傾向にあることから、一部負担の趣旨を御理解願いたいと思います。

また、高校生までの助成の拡大につきましては、財源の確保が最大の課題でございます。町といたしましては、医療費助成のほか、本町独自のさまざまな子育て支援事業を実施しており、引き続き子育てしやすいまちづくりに努めたいと考えております。

また、宮城県において年齢拡充や所得制限など、基準の見直しを検討すると伺っておりますので、今後県の動向等も注視するとともに、これまで同様、引き続き町村会等を通じまして、乳幼児医療費助成制度の拡大について要望していきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

（3）の認可外保育所に対する保育料減免についてであります、本町では子育て支援の転入あるいは終了を希望する母親の増加等によって保育需要が急増いたしました。今月の1日には77名の待機児童が発生している状況でございます。

この待機児童の中には町内の認可外保育施設を利用している児童もいることから、基準に該当する認可外保育施設や病院内保育施設の運営に対しまして、間接的ではございますが、入所児童の保育環境の整備や食育事業の支援等に対する助成を行っております。

このことから、議員御質問の認可外保育所に入所した児童に対する保育料減免は現在は考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

また、今後とも保育所ニーズの増加が予想されることから、認可保育所の定員拡大を図るとともに、平成29年4月の開園を目指して民設民営による認可保育所の整備を進めるなど、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

第3点目の公共施設等の耐震化についてであります、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

まず、現在の耐震基準は大正13年の関東大震災、昭和43年の十勝沖地震、そして昭和53年の宮城県沖地震など、大規模地震発生の都度改正されまして、昭和59年に現行の基準が建築基準法において定められております。

このため、耐震診断については、昭和56年以前の建築建物に対して実施が促されており、現行の基準に適合した建物については、一定の耐震性を要し、仮に再び大規模な地震が発生したといたしましても致命的な損害を回避し、直ちに倒壊に至ることはないものと考えております。

本町では昭和37年に建築した堀川住宅を初めとする7施設が耐震診断の調査対象となっておりますが、該当する全ての施設について平成16年度までに耐震診断を終えまして、その結果に基づき必要な耐震補強工事を完了しております。

また、東日本大震災で被害を受けた町の各施設につきましては、その修復に際しまして構造体に係る調査を実施した上で修繕を行っていることから、震災発生以降改めて耐震診断を実施した公共施設はございません。

なお、東日本大震災で広域にわたり小・中学校の屋内運動場においてつり天井等が落下する事故が発生したことから、現在国において耐震対策を推進しているところであります。この対策は、はりや柱などの建築物の主たる構造物を診断いたしまして、補強を加え、耐震診断や耐震補強工事とは異なり、建築基準法に基づく有資格者、天井、照明器具などの非構造物部材に係る所要の検査を実施いたしまして、その結果に基づきまして落下防止対策を施すものでございます。

本町では全ての町立学校においてこの検査を今年度に終了いたしております。来年度に全ての学校の屋内運動場の落下防止対策を講ずる予定になっております。

これらのことから、全ての町有建築物は耐震性を有しているものと認識をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、公共施設は防災拠点や避難場所として多くの皆様の命

を預かる場所であります。また、耐震基準は建築物の設計基準の一つに過ぎず、絶対的な安全性を保障するものではないことから、さらに自然の力は我々の想定を超える場合があることから、東日本大震災の経験を教訓として、今後も定期的な施設点検や保守管理に努めるとともに、新築や増改築の際にはより一層の耐震性の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、教育長答弁願います。

○教育長（本明陽一君） 1番 安田知己議員の第2点目の子育て支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）の就学援助貸付基金の設置についてでございますが、現在町では経済的な理由により就学援助を受けられている児童生徒の保護者の皆様に対して就学援助費として学用品や学校給食費等の経費の一部を助成し、保護者の皆様の負担軽減を図っているところでございます。

この制度につきましては、新1年生へのランドセル等への新入学用品も含んでの支給となっておりますが、入学決定後の申請となりますので、保護者の皆様への就学援助費の支払いは入学後となっております。

議員御指摘の入学前一時的に必要な場合につきましては、町の社会福祉協議会の貸付制度もございますので、そちらを御利用していただきたいと考えております。

現時点では御質問の就学援助貸付基金設置につきましては、考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、（4）の学用品の再利用についてでございますが、既に町内の幾つかの学校においてはPTAと協力して、地域の実情に合せた学用品の再利用を実施しております。また、町では利府町役場ペア・パル利府にお下がりボードという情報交換の掲示板を設置しておりますので、こちらを利用していただくことも可能となっております。

なお、今後校長会を通して実施している学校の取り組みを紹介してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○1番（安田知己君） では、国保税について質問していきます。

国保税ですけれども、この間国保税に限って言えば毎年2億円から3億円の滞納が年度末残高で残っている状態ですけれども、これはこのままずっと推移していくと感じているのか。

もう一つは、滞納の回収率ですけれども、これも前よりはだいぶよくなってはきているんです

けれども、やっぱり20%前後でずっと推移してきているんですよ。町としましては、やっぱりいろいろとその回収に努力しているのは理解しているんですけども、今後この2億円から3億円残っている滞納の金額とあと回収率の20%でずっといっている回収率、こういったもののこのまま続くと感じているのか。それともだんだんとそういったものが少なくなって行って、この滞納も少しずつよくなっていくよと考えているのか。その辺の見通しをちょっとお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 徴収専門官、答弁願います。

○財務課税務特別対策専門官（石川洋志君） 1番 安田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成27年度の方針ということでございますけれども、まず第1に、新規の滞納者、長期の滞納者をふやさないということでありまして。そのため、督促状、催告書の送付や随時納税相談を実施し、徴収率の向上を図ってまいりたい。また、滞納の早期回収に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、滞納額のうち大きい割合を占めております長期高額滞納者につきましては、財産調査を実施し、担税能力のある方につきましては、滞納処分を考慮した徴収の強化、そして強い納税指導によりまして納付を促すという手段をとってまいりたい。

特に、担税能力のある方につきましては、そういった滞納処分も考慮する。また、担税能力のない滞納者につきましては、失効停止処分などによりまして、滞納額の削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

一方、資力があって悪質な滞納者につきましては、差し押さえ等の処分を実施して、執行に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それで、今後の見通しということでございますが、年々過年度分につきましても減少傾向にありまして、今申し上げました方針に基づいて今後とも削減に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） いろいろと本当に努力して、少しずつ減らすような工夫はしているということは今感じられました。

そこで、ちょっとお聞きしますけれども、だんだん少なくなってきているという、その要因はやっぱりちょっと先ほど悪質な滞納者に関していろいろなこと、話があったんですけども、宮城県の滞納整理機構、こういったところに移管して、そういった力が大きいんじゃないかなと思うんですが、やっぱりどうなんですか。滞納機構に送っているから今回の滞納金減っ

てきていると。そういった力がやっぱり大きいのかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（郷右近隆夫君） 専門官、答弁願います。

○財務課税務特別対策専門官（石川洋志君） 安田議員にお答えをいたします。

まず、機構の移管ということでございますけれども、昨年、平成25年度も61件、あと26年度においても60件ということで送付させていただいております。その中で、平成25年度の実績から申し上げますと、6,000万円の滞納に対して3,000万円ということで、やはり過年度分の徴収額から言いますと、ウエートの的にはやっぱり少しウエートの的には大きいのかなというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 平成25年度50人ですか、それで26年度が62ということで、滞納機構に移された方の徴収率を今聞いたら、非常に影響が高くて、回収ができていないんじゃないかなと思ったんですけども、国保の滞納に関して機関に送られた方というのは、今の数字を聞いてわかったんですけども、この機構に移管するに決めるに当たって、どんな基準を持って決定しているのか。この人は機構に送るんだと。この人は町が自分たちで徴収するんだと。そういった基準というのはどうなっているのかということをお願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 専門官。

○財務課税務特別対策専門官（石川洋志君） お答えを申し上げます。

まず、機構への移管の基準でありますけれども、まず第1点として地方県民税の滞納があること、あと2点目として滞納額がおおむね50万円以上ある方、そして3番目として、前年度に納付がない、もしくは少額である方、そして4番目として、催告書、あと機構へ移管する場合の移管予告書を送付しても連絡がない方、または連絡がとれない方、こういった方々の中から抽出いたしまして、機構と事前協議を行った上で移管をしております。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今の規定というか、基準ですね。50万円、地方県民税を滞納していて、前年度全く払っていないと、そういった方が悪質とみなして機構のほうに送っているんじゃないかなと思ったんですけども、まずその悪質とみなす基準なんですけれども、やっぱり納付に応じていないから全く会っていないという方だと思うんですけども、そういった方だから悪質とみなして機構に送るのはいかがなのかなと私は感じるんですけども、例えば悪質と私が感じるのは、やっぱり財産があって収入もあって、それでやっぱり税金を払わない方、支払い能力があるのにやっぱり払わない方がそういった方には何とかお願いして払ってもらいたい

う、工夫しなければいけないと思うんですけども、やっぱり収入が少なくなっている今、この現在ですから、それでやっぱり気まずくて町のほうに納税相談の機会、町はそういった方に促してもなかなかそういったところに来られない。来てもやっぱりどうしても納税専門ですから、気まずいですから、来られなくて、やっぱりそういった方というのは悪質ではないと思うんですよ。そういった方をやっぱり移管しているのかどうか。その辺についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（郷右近隆夫君） 専門官。

○財務課税務特別対策専門官（石川洋志君） まずお答えをいたします。

まず、町の判断として、悪質かそれとも悪質でないかという考え方の区分でありますけれども、まず、町として滞納者の方々がなぜ払えないのかということのを個々把握するというのは大変に難しい状況であります。

そういった中で、まず生活が苦しくて税金が払えない。したがって、まず町にも連絡しない。何もしないという滞納者の方かそれとも同じく生活が苦しくて税金を払えない。しかし、町のほうへ何らかの連絡、または納税相談をして、滞納の削減解消に努力している滞納者なのかによって、我々としてはまず納税意識のあるなしを客観的にまず判断せざるを得ない状況であるというふうに思います。

その中で、議員がおっしゃられました悪質な滞納者というのはじゃどういう方かといいますと、そういった納税意識がまず低い、そういった判断者の中で、例えば担税能力があるにもかかわらず滞納している方、もしくは極端に納税意識が低くて長期滞納、高額滞納になっている方について我々は悪質な滞納者ということで認識をし、滞納機構やあとは滞納処分を実施しているということでございます。

したがって、その納税相談に応じないから機構に送ると。確かにそれは条件的には先ほどの条件を上回っている人でございますので、当然そういった方々については機構に送る方の中に含まれてしまうということです。

ただ、当然移管書の中で送った場合に、多くの方々はやはり来庁していただいて、納税相談を実施しているという状況でありますので、そういった方については、送付していないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今の説明では収入があつて滞納していて、応じない方が収入があつて、そういった方が悪質であつて、もう一つは生活が苦しくても基準として、本当に会えていなけ

れば機構のほうに送るような基準は満たしているんだということだったんですけれども、やっぱり収入があってもともと払える支払い能力があるのであれば、そういった方にはしっかりと払ってもらう必要が私はあると思うんですけれども、本当に生活が苦しくて困窮している方は、やっぱり町が独自に納税相談をもっとしっかり行って、もう少し本当丁寧にそういった方には対応しまして、徴収率を上げていくような工夫が必要だと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 専門官。

○財務課税務特別対策専門官（石川洋志君） お答えを申し上げます。

確かに滞納しているということから役場に来にくいであるとか、不安ということは当然お持ちの方もおいでになると思います。我々は、そういった方々に対してはとにかく親身になって相談を受け付けて、そしてその方々の経済状況を十分に把握させていただいて、その生活が維持できるような形での納付に指導してまいりたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） その辺は丁寧に本当によろしくお願いします。

次に、国保税の金額の問題だと思うんですけれども、根本的なやっぱり問題としまして滞納がふえてくるということは、本当に払いやすい国保税になっているかというようなことだと思うんですけれども、率直に言えばやっぱり税額の問題が一番大きいと思うんですが、毎年滞納がやっぱり2億円から3億円ということで推移しているということは、やっぱり利府町で国保に加入している方からすれば、やっぱりこの国保税は高いと、そう感じている方が少なくないんだと思うんですよ。

そういう点では、やっぱり国保税が支払い能力に応じていないのではないかとということもちょっと感じられるんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 安田議員にお答え申し上げます。

まず、納めやすい税額になっていないのではないかとということでございます。本町の国保税につきましては、県内でも町長がお話ししたとおり、県内でも低い額となっているということでございます。平成25年度宮城県でまとめた被保険者1人当たりの調定額では県内で10番目ということでございます。

また、これは独自に決算をしてございますが、利府町で平成26年度の国保税の被保険者の1

人当たりの試算ということで、こちらについては試算では35自治体中32位ということで、低い値ではあるなというふうには捉えております。

そういう状況でありますので、適正な国保税になっているのではないかと。逆に宮城県内では安い位置にあるというふうにご考えてございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） ちょっと不思議なところなんですけれども、やっぱり町長の答弁でも今の答弁でも宮城県、下から数えて10番目に安いということで、大分努力してその辺は頑張っているんだと思うんですけれども、安いのであればやっぱりみんな支払うと思うんですよ。それで、支払い回数も10回にして、支払いやすいようにしていると前の答弁にもあったんですけれども、やっぱり安くて支払いやすいのにもかかわらず、毎年2億円から3億円の滞納が出てきているというのは、やっぱり支払う側からするとその額というのが高いのではないかと。そういうふうにやっぱり思うんですよね。町では本当に県の中では安いほうだと思いますよ。ただ、払う人からすると、やっぱりその辺の税額というのは高いから滞納するんじゃないかなとは思っていますけれども、この辺についてはどういうふうにご捉えているんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 安田議員にお答え申し上げます。

大変難しい問題だなというふうに、今ちょっと思っているんですが、支払い能力に依拠していないのではないかとこのこと、多分お話なのかなというふうに思うんですが、国保税の滞納額につきましては、機構への移管、そして徴収体制の強化等、減ってはきているというものの、依然大変滞納額になっているというふうにご考えてございます。

滞納額の原因というのはやはり景気の低迷、そして町長もお話ししておりますが、震災による雇用状況の悪化等に加えまして、納税意識の低下というものもあるのではないかと、そのように考えてございます。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 町長、補足答弁をお願いします。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

納税者から見ますと安い保険にこしたことはないんです。しかもただのほうが一番いいんです。それなら、この国民健康保険制度というのは、保険料をみんなで出し合って支えるシステムでございますから、みんなで公平に負担してこれを国民健康保険制度を支えているわけでありましてね。ありがたいのは、利府町民、宮城県35市町村で今課長から言った下から2番目に安いという話を聞きましたが、普通は医者がない医療過疎、医者にかかれないところは国民健

康保険税安いんです。利府町はほとんど医療機関がそろっていて、国民健康保険税安いということは、町民の皆さんは健康に注意して、そしてスポーツをしたり自分の体を鍛えたり、あるいはみんなで支え合って国民健康保険税が安いということは、これは町民に感謝しなきゃならない。町民の努力だと思っています。

そういった意味で、下から安い国民健康保険税ですから、そのことを御理解いただかないと、高い、高いばかり言っているとなかなか納めづらいこともあるので、まずは利府町の国民健康保険税が宮城県でも下から2番目に安いんだ、頑張っているな。そういう意識を持ってもらって、じゃ私も何とか頑張って払いましょうかというふうになってもらえばもう少し下がるんです。もう少し下がる。

ですから、高い、高いじゃなくて、もう一度周りを見回して、もっと高いところがあるんだということも意識を安田議員からも御説明願って、そして滞納を減らせばもっと下がるんだよと。納めやすくなるんだよと、そういう論法でひとつ議員各位からも御説明いただければ、もう少し下がります。利府町の国保税。

そして、今実は危機的状況です。下から2番目に安いといっても国保も持ちこたえられなくて、もう数年、二、三年で持ちこたえられなくなります。そういった、なる前に滞納整理すれば何とかこの安い保険税、また伸びるんです。そういうことも御理解いただいて、値上げにならないように、みんなで保険税を納めましょうという、安田議員から説明していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。安いんだよということで、もうちょっといろいろ説明を議員のほうからという話だったんですけども、やっぱり一般の人から、払っている人から見ると、やっぱり比べられるというか、宮城県では安いんじゃないかと感じるところもあると思うんですけども、やっぱり滞納している人から見ると、ほかよりも安いんだというような話があっても、それでもやっぱり滞納してしまうということもあるので、やっぱりその辺は町のほうもこれからはちょっと下がるような話もあったので、それはもうちょっと回収率が上がってきたりすれば、滞納が減ってくればだと思えるんですけども、その辺はもうちょっと努力していってほしいと思います。

次に、所得割とか資産割とか、その辺の策定方式の見直しについてちょっと質問したいと思うんですが、国保税の引き下げというのを考えますと、やっぱり支払いやすい国保税にするためには応益とか応能割というのをぜひ検討してみたらいいのではないかなということなんです

けれども、やっぱり県内35の市町村ありますが、国保税の課税方式が幾つかありますけれども、4方式とか3方式とかありますが、県内の35の市町村のうちどういった課税方式をとっているのか、ちょっとその辺具体的にお話ししてもらってよろしいでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 課税方法の分賦ということでしょうか。本町では4方式を使っているということですが、こちらにつきましては、宮城県では3方式による算定を行っている自治体というのは、仙台市、気仙沼市、山元町、涌谷町、美里町の2市3町でございまして、それ以外は全て4方式というふうになってございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 3方式をとっているのは2市3町だということだったんですけども、やっぱり国保税の改善ということを考えますと、課税方式の検討というのも、これ必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、特に、ちょっと質問していますが、資産割、これについていろいろ聞こえてくるわけなんですけれども、この資産割というのは固定資産税というのがまずかかってきますね。資産には、自分が住んでいる家とか土地とかには、それで取られているにもかかわらず、もう一回国保加入者は国保で資産割というのをかけられてくるんですよ。そうすると、2回取られているわけですよ。

そういった点で、やっぱりこの資産割というのは、今後検討していかなければならないんじゃないかなと思うんですけども、今までこういったことを検討したことがあったのか。

それと、やっぱり今後この問題についてどういうふうに考えているのか、その辺も深くちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 見直しの話ということでしょうか。国保税の課税に当たりまして、まずお話をさせていただきたいんですが、応能と応益の原則から構成されていると。そして、その課税方式につきましては、地方税法でその基準は定められているということです。

市町村が実情に応じて定めることとされていることなんですけども、一般的には4方式は市町村型、そして現に県内の多くの町村で選択している方式であるということでございます。

そして、資産割につきましては、応能原則における所得割を補充する役割を持たせるためのものであるということで、資産割をなくした場合所得割の負担がふえることが見込まれるということで、これも4方式による課税方式としている根拠ということにもなっております。

じゃ、今後検討したかということで、今のお話の中で検討しているということでございます。

今後じゃどうするんだということになるんですが、広域化等々も含まれてはきますが、ただ、広域化があったとしても、町に賦課の権限がどうしても来るということになりますので、その中で考えて検討していくものというふうになるかというふうに思います。検討の協議の中という形になるかと思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今4方式か3方式かというのは、市町村の実列に合せて採用しているということで、もし資産割がなくなればその所得割のほうに大きく負担がかかってくるんじゃないかというふうな答弁だったと思うんですけども、この資産割についてももう少しちょっと深く考えてみたいと思いますが、まず、健康保険に国保以外にはやっぱり組合健保とか協会健保、さらに後期高齢者医療制度というのがありますが、この資産割を採用しているというのは、やっぱり国保だけなんですよね。やっぱりサラリーマンがほとんど加入している社保とかというのと、所得割ですから、資産割を採用しているというのは国保独自のものなんだということをやっぱり感じてほしいんですよ。

やっぱりここ近年国保特有の資産割を見直しをしている自治体がいろいろふえてきているんですけども、やっぱり年金とかで生活する方とか、無職の方がこの国保に加入するわけですから、やっぱり所得の少ない方に資産割をお願いするというのは、やっぱり難しいんじゃないかということで、これ採用してきているんじゃないかなと私は感じているんですが、やっぱり資産割を見直しただけでも滞納は減ってくるような感じもしますし、そして世帯割とか均等割とかというのもやっぱりこれ高いのが問題だと思うんですけども、その辺について町のほうはどのように捉えているんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 大まかにいけば多分資産割を廃止したほうがいいのではないかなというお話なのかなというふうには思うんですが、廃止に係る分の財源確保が課題となるだろうというふうに思います。

また、現行でも資産割分は金額ちょっと持っていないんですが、数千万円になるだろうという、1,000万円程度かなというふうに思うんですが、その分が所得へ賦課される、先ほども言ったんですが、賦課されるようになります。もともと資産割を賦課されていない方は、当然大幅な増税となるケースが考えられます。

また、今後社会経済状況の動向、そして被保険者の国保広域化の中で、制度改革の状況を見ながら慎重に検討すべきことなのかなというふうには考えてございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） なかなか阿部課長、答弁難しいとは、本当に理解しているんですが、もう一回資産割についてちょっと質問したいんですけども、資産割というのはこれ加入者の所有する土地とか家屋にかかってくる税金ですよ。やっぱり住んでいる家というのは、貸しているわけじゃないので、住んでいるわけなので、収入というものはやっぱり生み出してはこないんですよ。そして、やっぱり家を買うときというのは現金で買う人はいないですから、長年のローンを組んで購入するわけですよ。借金の返済が終わっていないのに、買った瞬間から3割とか掛けられるというのは、やっぱりそういった資産割を掛けられている国保加入者からすると、やっぱり理解というか、はいわかったよというような話にはならないと思うんですけども、本当に答弁難しいとは思いますが、その辺どういうふうに考えているのか。やっぱり掛けるべきなんじゃないかと思っているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 国民健康保険税の再質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この国民健康保険制度というのは町民の皆さんの医療費をみんなで支払うわけですね。片一方安くすると片一方物すごく増税になるんです。その増税になった方はどう説明するか、非常に難しい制度の改正であります。

そういった意味で、全ての方が安くなるのであれば導入したいのでありますが、片一方は資産割を廃止して安くなったと喜んでいる。その分こちらに大きな負担がかかるということになるわけでありまして、そういった意味で、今課長答弁が非常に難しい判断であると。今後検討課題としてさせていただきたいと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） ぜひ頑張って、利府はここまで本当に安いと言っていますし、滞納も少しずつ減ってきているということなので、本当にその辺は検討していただきたいと思います。

続きまして、滞納者に対しての短期証と資格証についてちょっとお聞きします。

この間短期証、資格証というのは滞納している方に発行していると思うんですけども、その発行件数のほうちょっとお聞かせしてもらいたいと思っております。

そして、ちょっとこの辺は難しいと思うんですけども、もし金額とか、短期証を発行して、資格証を発行してもし幾ら回収できたというふうな、もしないのであればしようがないと思うんですけども、そういった金額的なものがあれば、ちょっと教えてもらいたいなと思うんで

すけれども、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） お答えいたします。

3月2日現在ということで、ちょっと押さえているデータの中でお話しさせていただきたいんですが、短期証につきましては173件、そして資格証は10件となっております。

そのうち、短期交付者分として分納履行者が42.5%でしょうか。あと随時履行者が38.6%というふうになっています。

納税額ですが、この分の納税額ということなんですが、ちょっと申しわけございませんが、把握はしてございません。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今短期証173件で資格証が10件ということだったんですけれども、それで、納税額のほうは多分分納とかいろいろしているんで、その辺出てこないんじゃないかなと思うんですけれども、その回収した金額、まだ今わからなかったんですけれども、その金額というのはやっぱり短期証、資格証じゃなくて短期証を発行したから回収できたというのか、短期証がなければその金額というのは果たして回収できたかできなかったかという、私は短期証を発行したからってその金額まだ教えてもらえなかったんですけれども、その金額が短期証を出したからこそ回収できたんだよと、そういうわけではないと思うんですよね。

やっぱり町が独自に工夫して、その方と納税相談を行えばできたような回収額なんじゃないかなと。分納に応じてくれるような人たちなんじゃないかなと思うんですけれども、やっぱりそのお金を滞納したお金を回収するには短期証というのはやっぱり必要だったと町は考えているんでしょうか。その辺についてお伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） お答えします。

短期証を発行しなくても回収できたのではないかとということでしょうか。納税意識のある方で当然納税相談がなくても納税していただけるものと私どもは考えておりますが、現に納税意識の低下によりまして、納税相談がなければ納税しないといったケースも見受けられます。相談の機会を通じて納税意識を高めることも大きな意義があるものというふうな考えてございますので、回収できた、できないにかかわらず、そういう納税相談の機会が確保できるという形でございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今短期証を発行したから、納税の機会があったからこそ回収できたのではなかろうかということだと思えるんですけども、では、短期証じゃなくて資格証についてちょっとお聞きしますが、短期証発行じゃなくて資格証発行するというのは、どういった方が資格証を発行するようなことになるのか、その辺をお聞かせしてもらいたいと思うんですよ。まず一つ。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） お答えします。

国民健康保険施行令等で定められておりますように、1年間以上納税がない方を対象にして交付をしているということでございます。交付に当たっては、事前に弁明の機会、そしてあと付与、納税相談への通知をしていると。にもかかわらずに、接触できなかった被保険者を対象といたしまして世帯状況、所得状況等を鑑み、審査会で決定をしているということでございます。

相互扶助の原則から、納税していただくことを原則に行っているということでございますので、御了承ください。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 1年以上滞納が続いている方が短期証の発行になるんだよということだったんですけども、資格証の発行になるんだよということだったんですけども、短期保険証であれば3カ月と6カ月ということで、期間が短いですから、そのとき短期証を渡すときに納税相談の機会というような捉え方はできるんですけども、資格証というと1年以上払っていないということですから、全く納税相談とかには応じられていない方だと思うんですよ。そうすると、この資格証を発行する意味というのはどうなのかなと思うんですよね。資格証であればわかるんですよ。納税相談のために機会を設けているんだと。資格証の場合は、もう全く会えないわけですから、下手すると1年以上も会っていないというようなところもあると思うので、それにこの資格証の発行理由というんでしょうか、全く役に立っていないのではないかなと感じるんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 資格証明書交付の接触できないケースということですか。こちらにつきましては、短期証もあと資格証もあくまで納税を勧奨するための手段として法で定められた方法に準じまして行っているということでございます。

納税相談できるのであれば、短期保障への切りかえということも行っておりますし、また、

相談会の確保というのも最大限努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 難しい問題だと思うんですけども、一番心配なのは、短期証の方が病気になったときなんですけれども、短期証の方ですから病院に行けば10割負担ということになって、これは非常に容易なことではないなと思うんですけども、そういった意味で、病気になったときはやっぱりこういった方は病院に行かないんだと思いますし、行けないんだと思うんですよ。

それで、やっぱり病院に行かなければ健康状態というのはだんだんやっぱり悪化していきますから、そういった方が実際に起きたとき、資格証を持っている方が病気になっていて、病院に行きたいと。そうなったとき、町としてはどういった手だてでそういった方を助けているのか。その手だてのほうをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） まず、窓口に来られた場合というのは、資格証であれば、相談に来ていただいて、その中で相談に応じて資格証の交付という形で対応するということになります。

また、要は短期証でお医者さんのほうにかかるということであれば、10割の負担をしていただき、受診をしていただくんですが、その中で後は還付という形になりますので、その手続の中で相談をしながら、資格証のほうに切りかえていく、ないしは正規の保険証に切りかえていく、そういうふうな手だてで私どもは行っているということでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 資格証を持っている方が窓口に来たからって、前滞納した分全部払うんだよとか、そういったことではなくて、相談に応じて分納とかといったことを話し合いながら短期証に切りかえていくということで、それでよろしいんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 今議員がお話をしたとおりでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 資格証とか短期証の発行はやっぱり慎重に対応してもらいたいなと思うんですけども、国保税の討論のとき、土村議員のほうもおっしゃいましたけれども、町民のやっぱり医療を受ける権利を失う可能性がある。そして、やっぱりこの資格証、短期証を発行するには慎重な対応をすべきであるということで、やっぱり自営業とか、そういった方の

収入が著しく減ったり、あとは病気になって医療費が払えなくなったという人には、やっぱり国保法の44条というのがあるんですけども、こういったもので窓口負担の減免措置とか、そういった相談をしっかりと行うようにしてもらいたいんですけども、その辺についてちょっと見解をお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 44条の件でございます。まず、18歳未満の児童を含む世帯につきましては、法の定めによって6カ月の短期証交付としております。44条に基づく減免措置につきましては、一定の要件を満たすものであれば該当することと思われま。窓口パンフレット等も置いてあります。また、ホームページ等々にもお話をしているということでございますので、該当する案件がございましたら、ぜひ御相談いただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） では最後に、国保の広域化についてちょっとお聞きしますけれども、今これ国会にかかっているんで、まだまだはっきりしたことは言えないということと思うんですけども、やっぱり滞納状況とか、やっぱりそういった状況を見ますと、加入者の国保税の負担というのはやっぱり限界に来ているんじゃないのかなと。これ以上値上がりすればもっとも滞納がふえるというふうなことも感じるんですけども、やっぱりこれは国に対して国保への国保負担金というのをやっぱり以前の状態に戻すように機会を捉えて要望していくべきではないかなと思うんですけども、最後にここだけちょっとお聞かせください。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 今広域化に当たっての取り組みということでよろしいでしょうか。

まず、広域化に当たってということで、これまで知事会、町村会等、さまざまな場面で多くの議論を重ねてきてございます。その中で、最大の課題は運営に当たっての財源の確保であるということでございます。そのために、消費税率の改定による財源が充てられるということにしてございますが、しかしながら、かさ増しする医療費と、医療費への負担は避けられないことということです。被保険者の年齢構成等、構造的な問題などまだまだ解決されなければならない課題が多く見られてございます。

医療費の抑制のためのデンタルヘルス計画とか、そういう策定も義務づけられております。市町村の努力が求められる一方で、国の国保財政への支援についても要望するよう、いろいろ

な場面を通しまして働きかけをしてまいりたいということで、働きかけてまいりたい。そのように考えてございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） じゃ、次の質問、大きい質問の2に移りたいと思います。

就学援助制度についてちょっとお聞きしますが、4月の入学時期を前に、やっぱりどの家庭でも苦勞して、工面して子供たちの新入学用品を備えてきていると思うんですが、就学援助の中には学用品とか修学旅行費とか通学費とか、子供が入学に必要なものを準備するためのお金として、新入学学用品費というものが含まれているという答弁があったんですけども、この就学援助、学校に入ってから使える制度だと思うんですけども、これの支給されるお金が保護者のほうに支給される日というのはいつになっているんでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

新入学用品の支給につきましては、7月の支給となっております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 今支給は7月ということだったんですけども、新入学、入学品費という名前であるのにもかかわらず、これはやっぱりランドセルとか、そういったものを買うために使うお金だと思うんですが、それが支給されるのというのは、やっぱり7月というと、やっぱり何とかお金を工面して、豊かな人はぱっと買えたり、おじいさん、おばあさんからランドセルを買ってもらえると思うんですけども、そういった方……、就学援助ですから、やっぱり準要保護ということになると思うんですけども、そういった方が何とか工面してこういったものを用意するのに、支給が7月となると、給付はやっぱり遅いんじゃないかなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

確かに御父兄の方々には一時的に立てかえというふうな形になりますが、今申しましたように、7月には就学援助費としてお支払いができますというふうなことでございますので、それまでにつきましては、他の貸付制度のほうを御利用していただきたいなと思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 貸付制度で言いますと、社協のほうの生活福祉資金で対応しているのかなと思うんですけども、やっぱりこの案内、社会福祉資金の案内を見ると、こういったもの

を何で使えるのかなと見ますと、やっぱりなりわいだったりとか、あと技能をつけるためとか、あと障害者の方が車を買ったりするときに使える仕組みなのかなというふうな感覚で見ちゃうんですけれども、これがやっぱり学用品とか、本当に困ったときにそういったものが買えるというふうな、やっぱりそういった認識というのはまだまだ少なくなっているんじゃないのかなと思うんですけれども、それについてやっぱり周知というんでしょうか、こういったものもありますよというような工夫も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答えいたします。

そういった県の福祉協議会あるいは町のほうの福祉協議会のほうで貸し出ししております生活安定資金貸付制度というのがあるんですが、こちらにつきましては、5万円まで無利子無担保でお貸ししているというふうなことでございますので、そちらのほうも困った方々にはお知らせしまして、御利用していただきたいというふうなことを考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） そういった方にはそういった周知するのも必要だと思うんですけれども、ちょっと先進的な取り組みが最近行われた事例があるので、ちょっと紹介したいんですけれども、栃木県の日光市ですね。よく観光とかで行かれる方もいらっしゃると思うんですけれども、ここは、就学援助制度は在学する児童生徒の保護者への援助でありますから、入学前の申請や支給は制度上困難だということで、4月1日を待たなくても支給できる制度をつくったそうです。

入学準備金貸付制度という名前なんですけれども、これがことしの1月から実現されております。内容としましては、新入学児童生徒を持つ世帯のうち、特に入学に必要な物品購入の支払いが困難な世帯に貸し付ける制度で、上限額は児童で4万円、生徒は10万円となっています。貸付期間は、貸付日から1年間で無利子、償還方法は、貸付日から2カ月据え置いて翌月から返還して、10カ月後には全部完了するということになっていますが、なお、この就学援助の要保護に認定された場合は、その貸付金と相殺することができるとしています。

町内の保護者からもそういった生活が最近苦しくて、厳しくて入学準備の支援をしてもらうと非常に助かるというような意見も出てきているんですが、それとしてどのようなお考えでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

先ほど申しあげましたように、町のほうの社会福祉協議会のほうでも5万円まで無利子無担保でお貸ししている制度がございますので、今日光市さんのほうでですか、4万円というふうなお話があったんですが、町ですと5万円までお貸しできますので、若干借りるのもいいのかなというふうなことを思っております。

なお、本町につきましては、町の事業といたしまして、入学の際に小学校ですと運動着の上下、半袖シャツ、クォーターパンツとか、紅白の帽子等の支給とか、学校徴収金支援事業といたしまして、年間1人当たり5,000円を助成しておりますので、他の市町村よりは入学前、入学後も保護者の負担軽減が大分図られているものなのかなと思っておりますのでございます。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 入学準備金のことは、これからぜひ検討していつてもらいたいと思うんですけども、ちょっと最後の質問に戻りますけれども、就学援助制度で新入学学用品費というのはあるのに、実際支給が4月末、7月ぐらいだったという答弁だったんですが、本当にこれ困っている家庭の方の事情を察しますと、一刻も早い支給に切りかえていく必要があると思うんですけども、例えば支給時期、7月から4月の下旬とか、そういった対応も必要になってくるのではなからうかと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

就学援助の支給につきましては、世帯の所得の審査を行わなければならないというふうなことになってございますので、所得の確定後に審査というふうなことになりますので、どうしても支給につきましては、7月になってしまいます。ということをお理解願いたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 時間もなくなってきたので、ちょっと子供の医療費のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

今から利府町が小学校の3年生まで無料にしたのが平成21年でしたね。それから小学校卒業まで無料にしてきたのが平成23年度の10月、それでワンコインで中学校卒業まで拡大してきたのが25年の10月ということで、ちょうど2年ごとに拡大してきているわけですけども、この予算の関係もありますし、2年ごとに拡大しろというふうな話ではないんですが、やっぱりワンコインにして、中学校卒業までワンコイン制度を導入して、やっぱり1年5カ月もたってきていますから、いろいろと次の段階も検討してきていいような時期に入ってきていると思うんですが、その辺についてひとつお聞きします。

そして、もう一つは、高校生まで拡大すると財政的な問題ということが言われましたが、高校生であれば中学生よりも体ももっとも丈夫になりますし、自分で健康管理もできるようになるので、そういった風邪とかというものにはすごく予防されると思うんですが、その高校生までワンコインを広げたときに、試算的にどのくらいかかるのか、そういったシミュレーションというんですか、試算とかはしたのか、その辺をお伺いします。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） お答えいたします。

高校生までの拡大ということでしょうか。ということの内容だと思うんですが、まず、中学生の拡大までにつきましては、町といたしましても子育てしやすい環境の整備を目標として行ってございます。積極的に取り組んできたところであります。

子育てに対し国、県としても待機児童の解消等さまざまな課題に取り組んでおりまして、町としても医療費助成事業のほか、保育環境の整備、そしてその他子育て支援事業として体操着の支給、先ほど話したんですが、あと校納金の一部助成等々、さまざまな子育て支援にも取り組んできたというところでございまして、総合的な子育て支援事業としての取り組みとしてまず医療費等の拡大という部分につきましては、ワンコインの撤去につきましては、御了解をいただきたいということでございます。

また、高校生までということなんですが、高校生が年齢を重ねるごとに体力が増して医療費が試算をしているのかと。ないしは医療費はどうなんだということなんですが、中学3年と同様の金額ではないかと。試算しているかという、試算はしてございません。ただ、考えられるのが中学校1年から3年までの経費がやはり高校までふやしたときにはそれぐらいのオーダーにはなるだろうということになると思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） やっぱこれも財政的なものがいろいろ問題なんじゃないかと思うんですが、ちょっとじゃ、町長にお聞きしますけれども、聞きます。このワンコイン導入しているところというのは、この利府町と仙台市と富谷町ということで、それ以外中学校までの助成は助成しているところという自治体は最近すごくふえてきていまして、全体で16の市や町だったと思います。

そして、高校生までこの無料制度を広げている自治体は、今までは大衡村だけだったんですが、加美町もやりましたし、今度富谷の新しい町長も高校生までの医療費の無料をしてみたいと、していきたいというふうな考えを示してきています。

このワンコイン、一気に私は外せとっているわけではなくて、まずどちらか町の負担が少ないほうから段階的に外すことも可能ではないかのかということなんですけれども、そして、利府町はこの子供医療費につきましては、先進的にどんどん広げてきているところですから、そういった意味では、町長の今後の目標といたしますか、やっぱり意気込み、その辺をぜひ聞いてみたいんですよ。

これは住民も評価していますし、私も非常に評価していることなので、ぜひ町長の考えを次の段階も踏まえてお聞かせしてもらいたいんですが、どうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 答弁願います。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目、私の表現の仕方が悪かったんですが、中学校3年生まで医療費無料、高校生3年まで医療費無料、そうすると高校生に行っていない人はどうなるんだという疑問もありました。そこで、ここである程度高校生まで、高校に行っていない方のことを配慮しますと、年齢でこれから私も表現したいと、いかがでしょうかね。（「そうですね。18歳とか」の声あり）18歳とか、あるいは15歳、中学校に行かない人はいないと思うんですが、中学生まではいいとして、これからちょっと表現するのは差別になるような感じがするので、18歳までの医療というふうに表現を改めさせていただきますが、御承知のとおり、これは一番早いのが大衡村で、18歳まで医療費無料、これを打ち上げたんですね。早速当時の跡部村長に電話しました。おたく財政大丈夫なのか。何利府の町長、子供いないんだと。大丈夫だと。ははあとからくりわかりました。

ですから、ほとんどの市町村で子供いない市町村はほとんど中3まで、富谷は別として、あれは選挙に勝つためにはどうしてもああいうことを言わざるを得ないですから、そういうのを別として、例えば大仙台市、塩竈市、多賀城市、周辺を比べてください。子供の多いところは大変な財政圧迫であります。

そういった意味で、政策的に私は中3まで延ばしたんですが、せめて500円負担してほしいというのは、じゃ政策的に子育てだけ重点を置いて、高齢化対策はどうなるんだという疑問が起きました。つまり、どんどん子供、子供育てるのはいいですよ。補助はいいですよ。これから高齢化迎える中で、町政が子育てに偏っているのではないかという疑問がありまして、じゃ高齢者の皆さんも何か補助すべきだということになるので、じゃせめて500円だけ負担してねというのがこの500円の負担であります。

500円の負担でそんなに家計に影響があるとは思いません。実は私の孫も大学病院に耳鼻科

か何かでかかりました。2万七千数百円の請求、数カ月、それを500円です。ですから、せめて2万七千数百円よりも500円だけを保護者負担していただきたい。そうすると高齢者の方もやっぱり受益負担だわという格好になるんじゃないですか。

ひょっとすると、高齢者も我々にも負担出せという可能性も出てくるので、その辺住民感情も考慮して、何とか頑張って500円だけは負担していただきながら、それから高校生についてはまた別問題であります。もう少し財源確保、大きな事業が一段落したら、またその拡大も考えます。今の時点ではまずは当分このままで我慢してほしいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 安田知己君。

○1番（安田知己君） 将来的にこれは広がっていくんじゃないかと予測するような今答弁ちょっとあったのかなと思うんですけども、やっぱり宮城県の子供の医療制度、通院が2歳まで入院が就学前までなんです。やっぱり県の助成というのが広がってくれば、この利府町も子供の医療費の拡大が先ほど18歳までというふうな話がちょっとありましたけれども、18歳まで拡大する可能性も出てくると思いますので、ぜひこれは県のほうに働きかけて、これからも本当に拡大するように頑張ってもらいたいと思います。

これは応援していますので、じゃ、時間もあれなので終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で1番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

再開は13時20分とします。

午後0時23分 休 憩

午後1時17分 再 開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。答弁、質問者、マイクに近づいてお願いします。

5番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔5番 高久時男君 登壇〕

○5番（高久時男君） 5番 21世紀クラブの高久でございます。何か傍聴の方が一気に少なくなつて、余り期待されていないんだなと思いますが、頑張りたいと思います。

通告のほうでは3点上げておりますので、順に読み上げてまいりたいと思います。

1、東部地区の開発について。

町の均衡ある発展のためには、東部地区の開発が重要ですが、開発規制や経済環境の変化で

開発が進展していない状況であります。

そこで伺います。葉山団地の開発業者の現在の考え方はどうか。

2つ目、文化庁の規制解除のための方策はあるのか。

3つ目、東北本線浜田駅利用の可能性はどうか。

大きな2番です。子どもの森公園整備基本構想の実現に向けて。

平成21年に基本構想が策定されましたが、震災もあり、整備計画が具体化しておりません。

そこで伺います。

現在の整備計画の内容はどうか。

2、要望の多いパークゴルフ場の整備は考えられないか。

3、隣接する森郷キャンプ場との協働は考えられないか。

大きな3つ目です。ごみ屋敷問題について。

ごみ屋敷が社会問題化しておりますが、町の現状と対策を伺います。

1、ごみ屋敷として近隣から苦情の出ているところがありますか。

2、対策として条例を整備する自治体もあるが、町の考えはどうでしょうか。

以上3点よろしく願いいたします。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について当局答弁願います。1点目、東部地区の開発について、2点目、子どもの森公園整備基本構想の実現に向けて、3点目、ごみ屋敷問題について、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 5番 高久時男議員の御質問にお答えを申し上げます。

1点目の東部地区の開発についてでございますが、まず、（1）葉山団地の開発業者の現在の考え方についてのお尋ねでございます。この第2工区の開発については、東日本大震災後の内陸部への住宅需要の高まりを受けまして、平成24年度に区画の一部を造成いたしまして、今後の再開発における判断手段の一つとして販売を行ったところであります。

しかし、第2工区全体の開発につきましては、消費税増税の影響によって今後の住宅需要がいまだに不透明であること、あるいは建築資材や人件費の高騰によって開発コストが増大していることなどから、慎重にならざるを得ず、引き続きさまざまな角度から開発手段を検討している状況であると伺っております。

本町といたしましても東部地区にこれまで道路整備を初め公共下水道、公園緑地の整備、さらには開発エリアの隣地へ公共公益施設用地等の整備を行ったところであります。早期着工について継続して要請を行っているところであります。さらに要請を行ってまいります。

今後も引き続き復興需要の高いこの機会を逃さないように、開発業者に対して積極的に働きかけを行うとともに、開発に係る具体的な提案がなされた際には協議してまいりたいと考えております。

（２）の文化庁の規制解除のための方策についてであります。国の特別名勝松島の規制解除につきましては、これまでも景観に支障のない地域を除外すると区域指定の見直しについて国や県に対して町村会を通しまして継続的に要望を行ってきたところであります。

今後も引き続き地域の実情に合せた指定区域の除外が図られますように、粘り強く継続的に要望してまいりたいと思います。

次に、（３）の東北本線浜田駅利用の可能性についてであります。現在地域住民の方々には仙石線の陸前浜田駅を利用して通勤や通学をしているところであります。さらに利便性を高めるため、町としまして、JRに対して陸前浜田駅を活用した東北本線の相互乗り入れの可能性について協議を行った経緯があります。

しかしながら、JRにおいて採算性を考慮した場合、多額の整備費用等が見込まれることなど、多くの課題があることから、現段階においては計画は持っていないと伺っておりますので、御理解をお願いします。

ちなみに、以前に松島でも松島海岸駅と東北本線の駅を結んで駅をつくる話が持ち上がりましたが、当局と交渉した結果、何十億円の財政負担を求められた経過があると、地元負担があると聞いております。そのことも御理解をお願いしたいと思います。

第２点目の子どもの森公園整備基本構想の実現に向かってのお尋ねであります。また、（１）の現在の整備計画の内容についてであります。昨年の３月定例会において伊勢議員に御答弁申し上げましたように、平成20年度に宮城県住宅供給公社から寄附をいただきました青山小学校の東側約８ヘクタールの土地の一部を活用し、子どもたちが自然体験、遊びを通して豊かな感性を育む公園づくりを目指しまして、（仮称）子どもの森公園整備基本構想を策定いたしております。

この（仮称）子どもの森公園の整備につきましては、子供たちの健全育成につながるだけでなく、官民協働による公共施設の管理のモデルとなり得る有効な事業であると認識しております。

しかしながら、現在町では東日本大震災に伴う各種の復旧・復興事業に優先的に取り組んでいるところであり、加えまして、学校施設の整備、文化複合施設の整備といった町民の皆様のニーズの高い事業も山積している状況にあるわけでありまして。

このことから、子どもの森公園の整備計画の具体化については、財政計画に基づき優先順位を見きわめながら各種の事業を進めているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

（2）のパークゴルフ場の整備についてでございますが、（仮称）子どもの森公園整備基本構想における公園整備の基本理念では自然の中で子供たちがみずから考える。行動しながら本人が経験した自然の遊びや伝統などを伝承していく遊び場づくりを目指すなどしております。このことから、大がかりな造成工事を行わず、もともとある地形、植物を生かした公園整備と考えております。パークゴルフ場の整備につきましては、町が取得した面積8ヘクタールのうち実際の平場は青山小学校の東隣の約1ヘクタールにも満たないために、パークゴルフ場としての整備は難しいものと認識しております。

今後具体的に基本計画を策定することになった時点で現状の地形を生かして費用をかけずに整備する方法を視野に入れながら、子供に限らず大人も使えるような公園を目指していく必要があると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

（3）の隣接する森郷キャンプ場との協働についてであります。この基本構想におきまして利用者あるいは町民の皆様自身が主体的な運営管理にかかわっていただき、みんなでつくり上げていくような仕組みを目指しております。

御提案の森郷キャンプ場の協働につきましては、現在森郷キャンプ場が休館していると伺っておりますので、今後民間施設である森郷キャンプ場が再開した際にそれぞれの施設の利用目的を整理しながら、地形上の要件、安全面の対策等も勘案した上で連携を図りながら協働を目指すことが可能かどうかを判断する必要があるものと考えております。

今後運営方法を含めまして、官民協働による公共施設の管理についてどのような方法が望ましいのか、調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目のごみ屋敷問題でございます。（1）と（2）につきましては、関連がございますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

この問題につきましては、これまで6件ほどの苦情あるいは情報提供が寄せられております。ほとんどの場合は、環境の観点からの指導で改善が見られましたが、住んでいる方と話し合いができない案件などもあり、改善されない事例もあります。

また、この問題は基本的に私有地内のことでもあり、現在の法律では町が介入する法律的な根拠が乏しい状況にあります。

町といたしましては、ごみをため込む要因として経済的問題や身体的理由で改善が困難な場

合も考えられることから、個々の事例に合わせて対処していきたいと考えております。

なお、この問題を放置することは近隣の皆様にも影響を及ぼすことから、地域の関係する皆様と連携しながら、自主的なごみ処理を行い、再度ごみ屋敷に戻ることをないように支援していきたいと考えております。

また、条例の整備につきましては、先進事例が少ないものの、住民の皆様の健康で快適な生活環境が確保する必要性を感じておりますので、先進自治体の取り組みなどの推移を注視していきたいと思っておりますから、御理解をお願いしたいと。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○5番（高久時男君） ではまず、東部開発についてですけれども、この質問に関しては、私も何度か議会でも質問させていただいております。今後の利府の発展ということを考えると、やっぱりこの東部地区、一旦葉山団地500世帯の開発ということで進んだんですけれども、その後なかなか進んでいないということです。残り約1,300世帯残っているんですけれども、利府はこの団地の開発で非常に人口がふえてきて発展してきているわけではありますが、以前質問している内容のとおり、例えば町の人口構成比ということを考えると、全国で6番目の高齢化率になってしまう町という予測もあります。これを解消していくためには、やっぱり若年層の町に対する流入ということを考えていかなければいけないですし、町の東西均衡ある発展ということを考えても、やっぱり一つ柱になるのは、この葉山団地の第2工区の開発を早急に行っていくべきじゃないかなと思っておりますが、この件に関しては、我々21世紀クラブとしても事業者の担当の方に来ていただいてヒアリングをしております。

そこで、町に対する要望として1目は、東部地区の発展を考えてほしいということ、これちょっと具体性が欠けるんですけれども、あとその開発補助メニューを調査してほしいというのがありますが、その開発補助メニュー、要するに民間で今やっていますけれども、民間だけではなかなかしんどい状況になってきているのかなと思います。

そこで、何らかの公的な意味で国から例えば震災後内陸部に対する宅地の不足とか、移転とかいう問題がありますけれども、そういった補助メニューとかというのは国から何かありますかね。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長、答弁願います。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

震災で移転する場合は、その被災された方に対してのメニューはございますけれども、開発業者に対してのそういう具体的な補助メニューというのは現在ございません。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） そのときお話聞いたんですけれども、内容的にはやはり震災の影響で先ほど町長答弁されたように、まずその造成コスト、それが当初見込んでいたのが大体40億円だったらしいんですけれども、今はもうとにかく建設需要がピークになっておりまして、今造成工事を行うと80億円かかるそうです。その80億円を戸数で割って販売単価にした場合、上物も含めてですけれども、四、五千万円になってしまうということで、今この現状ではなかなか手をつけることができないというようなお話でした。

なおかつ、こんな状況でいけば当然恐らく建設需要がピークの時期というのは東京オリンピックの2020年です、この辺まで続くと思うんですけれども、そうすると2020年までは手つかずというような状況になりかねないんですが、その辺当局として、例えば業者任せでこのまあいっていいのかどうか、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長、答弁願います。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

この問題非常に重要な問題ですので、町もいろいろ情報を集積しまして、いろいろ検討を行っております。

それで、今の状況なんですけれども、開発者そのものは開発これから続けてやるというのは厳しいということなんですけれども、一部ある大手さんのほうにお声がけをしているということで、今協議中だということは聞いています。大手の業者さんに対して葉山のあそこの開発業者から引き続いて開発してもらえないかというふうな打診はしているということで、今協議中だということの情報は得ております。

ただ、ですから、町としましてもそういう方に対していろいろヒアリングを行ったりもしておりますので、本当にできればこれが実現できるように町も全面的にこれからバックアップできればなというふうに思っています。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） その業者選定ということですかね。それも一応そのとき聞いてはいるんですね。内容的には第2工区だけで、正確な数字はわからないんですけれども、そのときの話だと大体45億円ぐらい土地代がかかっているというふうなお話だったんですけれども、その土地代金を1億円程度でも肩がわりしてくれる業者が見つかればそちらに……当然どこでもいいというわけではないんですけれども、やっぱりある程度の実績のあるハウスメーカーであるとか、そういったところが出てくればそちらにその権利を譲渡してもいいような格安でやっても

いいようなことを言っておられました。

ということは、相当な金額損金業者としては出すわけで、それをしてもとりあえず開発の意欲だけは失わないような形でやっということだと思えるんですけども、それもなかなか進まない場合、当然造成にお金かかりますから、この場合本当に極端な場合ですけども、次の業者が見つからず、現業者がこれを諦めてしまうような、そういう状況というのが非常に困るなと思っているんですね。

そのためにも、やっぱり要望として先ほどありましたけれども、何らかの行政サイドのフォローというんですか、そういったものをある程度出して、手助けするみたいな部分も必要じゃないかと思えるんですけども、先ほどの補助メニュー、これは国からということなんですけれども、そういったものも研究開発してほしいなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

町としましても、例えば都市計画道路とか下水道とか、そういう公共施設に対しては町の事業でそれなりの費用負担は行っております。

ただ、民間の事業に一方的に財源をそこから援助するというのはなかなかいろいろな問題があって、厳しいかもわかりませんが、何か別な方法でやれる手だてはあるんじゃないかということも考えられますので、そういうのを逆に探っていくほうがむしろいいんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） 確かに行政の応援ということで、別に資金的なものを出すというふうな形では考えておりません。以前私たちの会派で昨年ですか、福島の泉崎村というところに行ってきたんですけども、研修項目は、自主的財政再建計画という内容だったんですけども、一度もう破綻しかけたんですね。内容は、6,000人ぐらいの村なんですけれども、村独自で住宅団地の造成、工業団地の造成をやってしまったと。その負債がもう膨大な金額でして、それで財政的に追い詰められたということです。

基本的には行政がそういった造成とかということはやっちゃいけないと思っていますし、そこに税金の投入もあってはならないことだと思っております。

それ以外の部分で支援していければいいのかなと思いますので、この件に関しては、当局の努力に期待したいなと思っております。

2つ目にまいります。文化庁の規制解除なんですけれども、やっぱり東部地区の開発がおく

れている一つの要因は網がかかっているからなんですね。この網がうまく解除できれば、一気に弾みがついていくんじゃないかなと思いますけれども、そこで、ちょっとこれもうわき話の域は出ないんですが、その規制の監督官庁が国から県にかわるということをちらっと聞いたんですけれども、その辺の実態はどうなんですかね。

○議長（郷右近隆夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋三喜夫君） 5番 高久議員の再質問にお答えいたします。

平成25年からこれまで文部科学省が審査を行っておったところ、県のほうに権限移譲がございまして、審査のほうを県が行っていると。そのために申請してから許可まで短時間で期間が短くなったということになってございます。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） ということは、ある程度申請を行えば可能性があるということによろしいのでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋三喜夫君） 再質問にお答えいたします。

個々の事例によることかと思いますが、それから、その指定区域、特別名勝の区域とか1種、2種、3種とございますので、それぞれの案件に応じ、場所に応じて対応されると思います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） これもちょっと正確な情報ではないんですけれども、何か以前商業施設が松島海岸インターあたりに出店を計画したことがあるというのもちらっと聞いたんですけれども、真偽はわかりません。その辺はどうなんですかね。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

今から多分10年近く前になると思いますけれども、そのインターを利用してそういうような整備を計画があったということは我々も認識しております。ありました。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） やっぱり開発には住宅団地だけじゃなくて、やっぱりその住んだ方が移り住んだ方が生活しやすい環境というのにも必要になってまいります。そこで、一番重要なのは、以前からもう質問していますけれども、公共施設であったり、あとは商業施設なんかが重要になってまいります。

これも以前葉山団地に行ってちょっとヒアリングしたときに、そのときは学校関係の話だったんですけども、でもある程度そういった児童がいない家庭の方は、家庭の方も含めてですけども、学校よりもスーパーが欲しいというような意見がありました。考えてみたら、やっぱり買い物するのにこちらまで出てこなくちゃいけないというふうな状況で、結構やっぱりその辺不便性を感じていると思うんですね。できれば、インター周辺、明ヶ沢地区あたりに生協規模のショッピングセンターがあれば非常にあの地域の利用価値が高まって、発展に弾みがつくんじゃないかと思うんですが、その辺どのように考えていますかね。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

この地区の葉山以外にも赤沼地区、それから春日地区ございますけれども、特に赤沼地区については、昔からほとんど変わらない地形ということで、そういうものも望まれております。

それで、せっかくあそこにインターチェンジございますので、それを利用した土地利用、それと今議員提案ありましたような、そういう商業施設も併設されたような計画が実現すると非常に町も東部地区も活性化につながっていくということで、ただ、当然地権者がおりますので、そういう方のやっぱり気持ちというか、意思を当然確認しないとイケませんけれども、町としてはそういう方向で持っていければなというふうには考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） 議論を重ねていくうちに不可能ではないなというふうな気持ちだんだんなってきたので、非常に当局の皆さんには頑張っていただきたいなと思っております。

それで、3つ目なんですけれども、この東北本線浜田駅構想ということなんですけど、せんだって仙石線と本線が松島駅でつながったという話聞きました。ちょっとやられたなと思ったんですけども、浜田駅も非常に先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、線が非常に近くにあって、ホームさえつければある程度いけるような状況になっております。

この辺も調査研究してほしいんですが、やっぱりその一番の問題は乗降客数、先ほどの利府駅の話でもそうなんですけれども、客数が望めなければJRもまさか電車とめるわけではないでしょうから、現在の例えば乗降客数、浜田駅の、もし把握しているのであればいいです。把握していなければ別にいいんですけども。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

利府駅みたいに自動改札あるところはカウントということで把握できているんですけども、

浜田については無人駅になっているものですから、実際どのぐらい利用しているかというのはちょっと把握していませんけれども、住民の方が主に利用されていますので、そんなに大きい数字ではないのかなというふうには考えています。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） この東部地区の発展のためには、やっぱり交通手段、先ほど遠藤議員のほうからもありましたけれども、交通の利便性というのは非常に重要だと思っております。これも含めて、将来計画に含めていただきたいと思えます。

ちなみに、これ平日なんですけれども、本数ですが、浜田駅は上りで29本、下りで28本なんです。現在。隣の東塩釜なんですけれども、これが上りで79本、下りは少なくても29本という形になっております。東北本線の塩釜駅ですけれども、こちらが上り46本、下り54本ということで、今の現状から例えば東塩釜まで来ている仙石線の電車が浜田まで来ると、この半分ぐらいでも来るような状況になると非常に利便性が高いんじゃないかなと思っております。

これも全て実績が伴うことなので、まず総合的にあの地域が発展しなければなかなかこの構想も難しいと思えますけれども、いずれ将来計画にはそれを入れていただきたいなと思っております。

先般施政方針でもありましたけれども、地域創生の地方分権ということで利府町番のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのをこれから策定されると思うんですけれども、夢物語というわけじゃないですけれども、将来像としてやっぱりその辺も含めて研究課題としてお願いしたいなと思っております。

では次、大きな2番にいきたいと思えます。

これも子どもの森公園構想ということで、先般1月20日ですか、赤間課長と鎌田班長同席の上、我々の会派で視察に行っていました。確かに平場はあるにはあるんですが、そんなに広くはないですね。そのときも冗談交じりで言いましたけれども、ああここパークゴルフ場いいんじゃないみたいな話しましたけれども、というのは、結構今この要望、私だけかもしれないですけれども、結構要望が高齢者のほうから上がってきているんですね。

今現在どういうふうな形でやっているかという、丹勝の丹勝というのは余り人気ないんですね。大体大衡の万葉の森、あっちのほうに行っているという方が多いようです。

この辺も含めて、あの場所に限らず、このパークゴルフというものが高齢者の健康維持に非常に役立つんじゃないかと思えますので、その辺の整備に対する考え方もうちちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（郷右近隆夫君） 企画課長。

○企画課長（赤間信博君） お答え申し上げます。

そういうパークゴルフ場の整備の要望は、いろいろな方から町のほうにも寄せられております。

ただ、実際つくるとなりますと、それなりの面積とそれから整備費、そしてつくった後のメンテナンスといいますか、維持費も相当な維持費がかかるということで、それからあと場所的なものもじゃどこかとなったときに、例えばどこかの山削ってそのままになっているところとかだったら比較的造成費はかからないと思うんですけども、例えば山ごととか、それから平地を土を埋めてやるとなるとかなると相当な金額が必要になってくるということで、なかなか現在の財政状況の中ではそこまで整備するというのは難しいかなというふうには考えております。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） 財政出動も当然伴う案件ですので、その辺はしっかり財務のほうを見てやってほしいなと思います。

ただ、やっぱりどうしても高齢者からの要望が非常に強い案件ですので、時期的なものはこれかかってしょうがないと思います。しかし、文化複合施設もそうなんですけれども、やっぱり要望があるものに対してひとつやっぱり全くシャットアウトするわけじゃなくて、やっぱり調査研究していくというような姿勢だけはとっていただきたいなと思っております。

先ほど町長答弁でもありましたけれども、やっぱりこれからふえていく高齢者、この人たちの健康維持したらいいのかなということも含めて、あと、健康保険の財政の、その軽減化を図るためにも健康維持のため、ひとつ前向きに考えていただきたいと思います。

この子どもの森構想の場所ですけれども、それと並んで隣接するというふうには書いてありますけれども、隣接はしていませんね。間にあるのは県有林でして、きのうちょっとわかったんですけれども、これの部分との協働ということ、この辺も子どもの森構想を具体化する上でぜひひとつ構想の中に入れていただきたいなと思っております。

この森郷キャンプ場、これも昨年私どもで行ってございまして、話を聞いております。できてから結構年数がたっているんですけども、以前は利府町の町内で結構利用があったということなんですが、現在は余り利用されていないということです。逆に周辺の学校関係が結構使っているみたいですね。お膝元の利府がそんなに使っていないということです。

50年くらい前にもともと県有林だったところ、流れですから、あの隣なので、県有林だった

ところを払い下げていただいて、小学校、中学校、幼稚園の国際交流や保育を目的に施設を整備して現在に至っているということです。

東日本大震災の際はあそこがちょっとキリスト教系の施設なものですから、防災拠点の一部になっていまして、外国からのボランティアの受け入れなんかもされていまして、宿泊として、そこから各被災地にボランティアを送り出していたということです。延べにすると大体1万5,000人くらいあそこからボランティアを送り出しているということです。

非常に積極的に公益的な事業にも携わっているということなので、全く民間という形で見ることできないのかなと思っております。

ここも含めて、森郷キャンプ場、それと隣の県有林と私たちが今構想段階にある子どもの森構想の場所全部つながりますから、下には惣の関ダムもあるということで、この辺を含めた将来の町民の憩いの場みたいなところを構想で持って行ってほしいなと思っております。

この中で、森郷キャンプ場としてのちょっと要望だったんですけれども、これはちょっと現在林道なんですけれども、そこをやっぱり結構でこぼこが激しいので、舗装とかなんとかしてくれないかという要望がありました。ただ、これはやっぱり公益性がどれだけあるかということにつながってまいりますので、まして通常の町道の整備もまだ100%ままだらない状況で、こちらまでいくというのはこれはいけないことだと思いますので、そこら辺も一応構想に含めて、あの地域の一体的な開発ということで、将来計画に入れていただきたいなと思っております。

次、大きな3つ目にまいります。

ごみ屋敷問題なんですけれども、6件ということで、大した件数は来ていないようなんですけれども、実際ちょっと私の近くにも1軒ありまして、やっぱり近所が先ほど町長おっしゃったように、やっぱり隣なんですね。一番問題なのは、えらい迷惑被っているということです。

今現在なかなか法的な問題もありますし、なかなかやっぱり私有権の問題が立ちはだかってまいります。それで、なかなか強制的な立ち入りができないというような状況なんですけれども、実際今この問題についていろいろところでやっぱり条例化をしているところがあります。まだ数は少ないですけれども、春日部市なんかも生活環境の保全に関する条例でこの通称ごみ屋敷条例ですね。こういったものも策定しておりますし、この辺も含めて、今は6件ですけれども、将来ふえてくるんじゃないかなという予想がつかますので、その辺の研究をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 生活環境課長。

○生活環境課長（阿部善男君） 高久議員にお答えいたします。

今先ほど高久議員からもあったんですが、数は少ないと。本当に私どものほうでも3件ほどということになっております。これらも含めて、周りの方々の環境ということもございまして、調査研究ということでやっていきたいなというふうには思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 高久時男君。

○5番（高久時男君） よろしくその辺も調査研究を続けていただきたいなと思います。

いずれ、やっぱり町がよりよく発展するために、住まれた方が健康で過ごしやすい生活環境の中でいてほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で5番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は14時10分とします。

午後1時57分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔3番 土村秀俊君 登壇〕

○3番（土村秀俊君） 3番、共産党議員団の土村でございます。きょう最後の質問ですので、もう皆様少しお疲れですので、なるべくスピーディーに進めたいと思ひますので、御協力よろしくお願ひします。

今回の質問事項は2つであります。

1件目、認知症対策についての質問です。

厚生労働省は平成25年度に認知症患者が460万人を超え、その予備軍も400万人強と公表しました。このままいくと患者さん、予備軍の方合せて1,000万人を超すとも言われております。

それに備えるために厚労省はオレンジプランを策定しております。その施策に対応する当局の考え方について一般質問でも今までたびたび多くの議員から質問が行われております。そして、今回第6期利府町の介護保険事業計画が策定され、その中で認知症施策も掲げられておりました。

今までの議会の質疑も踏まえて、以下の点について伺います。

①認知症の知識の周知、普及の取り組みや認知症サポーターの養成、推進についてはどう考えているのか伺います。

2つ目、認知症の予防、早期発見、早期治療について町はどのような取り組みを考えているのか。また、認知症初期集中支援チームの設置については検討が進んでいるのかどうか伺います。

③認知症カフェの整備事業の見通しや運営主体などについてはどのように考えているのか伺います。

④町の住民検診に認知症検査を導入する考えはないか伺います。括弧書きしてありますけれども、栃木県矢板市という自治体でことしの7月から実施をするわけでありまして。それを踏まえてということですよ。

それから⑤、認知症は精神障害者保健福祉手帳の交付対象となっております。町として、この周知に取り組む必要があるのではないかと思います、伺います。

質問事項の2、地域防災対策事業について伺います。

この町で東日本大震災が起きてからきのうで丸4年になりました。最近では余震と見られる中規模な地震もふえています。改めて防災、減災に対する心構えが必要だと思います。以下、地域防災計画に掲載されている2点について伺います。利府町ですね。

（1）女川原発事故発生時の避難、退避についてです。

①複合災害対策の項目がありますが、今後女川原発が再稼働された場合には原子力災害を想定してどのような対策を町として講じる考えなのか伺います。

②避難、退避体制の整備として、女川原発で事故が発生した場合は、50キロメートルの距離があるので避難は必要ないとあります。括弧書きですけれども、福島第一原発から46キロの距離にあった飯館村は、皆さん御存じだと思いますけれども、今でも全村避難になっております。これを踏まえて、町としてどうするかということをお聞きしますが、天候によって屋内、車両内へ退避させるという項目もありました。これらの町の判断を全町民へどのように周知徹底させるのか伺います。

③避難誘導計画の基本計画を作成するとあるが、原子力災害が同時発生した場合は影響を考慮するとあります。この場合どのように計画を変更する考えなのか、伺います。

（2）自主防災組織の機能強化と育成についてです。

①地域防災計画で自主防災組織の育成について町が取り組む内容として4項目が掲げられています。施政方針でも防災リーダーの養成事業を継続するとありました。平成27年度ではそのほかにどのような自主防災組織の育成、指導に取り組む考えなのか伺います。

②町内25の行政区に全て自主防災組織が結成されております。実際に大きな災害が発生した

場合には、全ての自主防災組織が情報の収集、伝達、出火防止と消火、救出、救護活動など十分に機能を発揮する体制が確保されていると町は考えているのかどうか伺います。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの質問について当局、答弁願います。1番、認知症施策について、2番、地域防災対策事業について、いずれも町長、答弁願います。

○町長（鈴木勝雄君） 3番 土村秀俊議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の認知症の施策についてのお答えを申し上げたいと思いますが、まず、①の認知症の知識の周知、普及の取り組みあるいは認知症サポーターの養成、推進についてでございますが、本町の認知症サポーターは今年度に地域包括支援センターが主催した養成講座の受講者46人を含めまして、12月末現在で433名になっております。今後認知症の高齢者、その家族を地域で支援していく体制づくりを構築していく中で、認知症サポーターの役割は大変重要になってまいります。

地域の一人一人が認知症について正しい知識を持って認知症の方々を支えることができるよう、継続してサポーター養成講座を開催していきたいと考えております。

また、町の職員についても業務上地域の方に接する機会が多く、認知症サポーターとなり得ることから、認知症に対する知識を習得して窓口におけるさまざまな場面に対応できるように、全職員を対象とした研修会等についても検討してまいりたいと考えております。

②の認知症の予防、早期発見、早期治療の取り組みについてでございますが、国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランに基づき、第6期介護保険事業計画において認知症を早期発見、早期対応するための施策として高齢者やその家族が気軽に相談できる窓口の設置を検討することといたしております。

また、認知症の初期集中支援チームの設置につきましては、新オレンジプランでは平成30年度までに全国の自治体で設置することとされております。

本町におきましても、地域包括支援センターや地域の精神科等の医療機関との連携を図りながら、症状の説明や生活上のアドバイスの実施、かかりつけ医への受診につなげることができる体制づくりを推進することといたしております。

今後医師会等の関係機関と協議、検討するとともに、仙台市や石巻市などモデル事業として実施している事例を調査、研究しながら、早期立ち上げに努めてまいります。

次に、③の認知症カフェの整備事業の見通しあるいは運営主体等についてでございますが、第6期介護保険事業計画の認知症施策の推進事項の一つとして、認知症カフェの整備を検討することとしており、現時点では運営主体等の具体的な検討には至っておりませんので、御理解

をお願いしたいと思います。

④の町の住民検診への認知症検査の導入についてであります。本町におきましても高齢化率が年々上昇して、高齢者が増加している中で、認知症対策は喫緊の課題であります。早急に取り組まなくてはならない施策の一つと捉えております。

その中で、ご紹介の栃木県矢板市の取り組みについては、全国的にも注目されている施策であり、興味深い事例であります。本町での導入につきましても矢板市の取り組み状況を調査研究しながら、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、⑤の認知症が精神障害者保健福祉手帳の交付対象となっていることについての周知についてであります。手帳の交付はアルツハイマー型認知症や血管性認知症から生じた記憶障害等の症状が見られ、日常生活に制約があると医師から判定された場合に精神障害者保健福祉手帳が交付され、福祉サービス等の支援を受けることができるものとなっております。

高齢者相談窓口である地域包括支援センターの相談業務の中で必要な情報提供あるいは御指摘にある精神障害者保健福祉手帳の説明ができるように、地域包括支援センターに指導してまいりたいと思いますので、御承知を願いたいと思います。

次に、第2点目の地域防災対策事業についてであります。まず、(1)の女川原発事故発生時の避難、退避についてでございますが、①の原子力災害を想定した対策につきましては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえまして、平成24年10月に制定された原子力災害対策指針におきまして原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所からおおむね30キロメートル圏とされたことを受けまして、宮城県地域防災計画原子力災害対策編が平成25年2月に集成されました。

この集成によりまして、女川原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内の女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町が原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合にこの地域外に避難することと定められました。

これを受けまして、本町の地域防災計画では県の計画と整合性を図り、30キロメートル圏内からの避難民の受け入れを行うことといたしております。

また、避難道路の確保、速やかな避難の実施と安全を確保するため、町民の皆様に対して屋内退避と不要不急の外出を控えるよう要請することとしております。

なお、②の避難退避の全町民への周知徹底につきましては、同報系防災行政無線で繰り返し情報を放送して周知することにしております。

次に、③の原子力災害が同時発生した場合の避難誘導計画の基本計画の御質問でございますが、住民の皆様が避難するルート上に避難行動に障害となる災害箇所が発生した場合に備えまして、迂回ルートを設けるなどの対応を行っております。

（2）の自主防災組織の機能強化、育成についてでございますが、①の育成、指導につきましては、利府町地域防災計画におきまして、自主防災組織の組織率向上と実効ある組織の育成、自主防災組織のリーダーの育成、組織の日常化と訓練の実施、自主防災組織の円滑な活動への取り組み支援、自主防災組織と消防団との連携による地域防災体制の充実、この4項目を掲げております。

さきに施政方針で申し上げましたとおり、地域防災リーダー養成事業の継続は自主防災組織の中核を担う人材育成を目的といたしまして、これまでに280人を養成しております。御質問のその他の取り組みといたしましては、各自主防災組織で行う防災訓練の際に利府消防署と町との連携による訓練指導を初め、防災知識の普及やあるいは防災用資機材の整備点検など、地域防災計画に定める自主防災組織の平常時の活動を支援して、災害発生時には住民の皆様にとって有効な訓練になるように力を注いでまいりたいと考えております。

次に、②の自主防災組織の体制確保につきましては、現在全ての自主防災組織に移動系の防災行政無線を1台貸与して、毎月導通試験を行うなど、町との情報交換体制の充実強化を図っております。

自主防災組織の中には独自に無線機を整備して防災訓練時に情報の収集、伝達訓練を実施している組織もあります。また、初期消火や救出活動につきましては、利府消防署が指導する水消火器による初期消火訓練、倒壊建物からの負傷者の救出訓練を各自主防災組織の防災訓練で実施している状況にあります。

このようなことから、東日本大震災以前と比較して防災機能を発揮する体制は整備されてきていると考えております。

震災から4年が経過し、住民の皆様の防災に関する知識の希薄が懸念されることから、今後とも自助共助の大切さを初め、防災訓練実施の支援など、継続して自主防災組織の防災体制強化に向けまして、粘り強く取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） それでは、認知症対策について伺います。

認知症の問題については、今町長もおっしゃいましたけれども、厚生労働省も新ということ

でオレンジプランを立ち上げて、認知症に対して平成25年から一生懸命力を入れて取り組んでいます。

その背景にあるのは、認知症の患者さん、冒頭に言いましたけれども、今460万人、そしてここ数年で急増し、10年後には厚労省の発表では700万人にもなろうということが試算されました。そういう大変な状況になりつつあるということで、今本格的にこの認知症の対策に取り組まなければ10年後には大変な事態になるということで、国も自治体も危機感を持って取り組む必要が今生じてきているというふうに思います。

700万人というと、5人に1人、あるいは4人に1人ということに換算されるそうですから、利府町で言えば対象者が3,000人から4,000人、65歳以上の方がいらっしゃるわけですから、そうすると300人から500人の方がこの認知症に、あるいは認知症の予備軍に10年後にはなるという可能性もあるということ、本当に危機的な状況になるなというふうに思います。

そういった情勢の中で、議会としてもこの間去年の12月19日でしたけれども、葉山にある十符風の音の住民の会の役員も皆さん、今きょう伊藤一亥さんもいらっしゃいますけれども、その役員さんたちと認知症対策について交流会といいますか、研修会というか、学習会というか、そういう機会を持ちました。また、女団連の総会、これ1月か2月でしたよね。たしかありましたけれども、そのときも認知症のことをテーマに研修会、学習会が開催されました。

そういった点で、町も議会も町民も一緒にこの認知症対策について関心を持って取り組む必要があるというふうに思います。

町としても町長の報告にありましたけれども、今制定されつつあるのかな。第6期介護保険事業計画の中に認知症対策については認知症施策の推進という項目を新たに設けて、今までの介護保険事業計画よりも認知症の取り組みについてはかなり力を入れて取り組むという姿勢が感じられました。

また、議会の一般質問でも冒頭言いましたけれども、この2年間できょうの質問するのいろいろな議事録を見たんですけれども、多くの議員からたくさんの質問がこの認知症についてされています。そういう点で、この問題については議会と町とが協働して一丸となって取り組まなければいけないなというふうに思います。

そういう立場で再質問していきます。

まず1つ目は、認知症の周知の普及については、答弁ではサポーター養成講座をやりながら、その方たちが地域で認知症の正しい知識の普及を強めていくと、そういう取り組みをしていくということでした。これ自体は、非常に大事な取り組みだなというふうに思います。

認知症については、普通の病気と大きな違いがあるというのが特徴だと思います。普通の病気であれば自分で自覚症状があつて、病院に行ったり、例えば腹が痛いとか胸が痛いとか、頭が痛いとかという自覚症状があります。あるいは健康診断、住民健康診断あるいは企業、会社の健康診断などを受ければ、大腸がんでも何がんでもいろいろな脳の病気でも自覚症状がなくても発見できるというのが普通の病気です。ところが、この認知症の場合は、本人が気づくと、自覚症状を持つというのが非常になかなか難しいというふうに言われております。

また、後の項目で言いますけれども、健康診断の中に認知症の検査を取り入れたらどうかということも質問しますけれども、今現在はその健康診断の中には認知症の検診というのはありません。そういった点で、認知症早期発見するというのはなかなか厳しい状況なわけですね。そういった点で、認知症についての知識が利府町で言えば3万6,000人って、子供は入れなくていいんですけれども、多くの方が認知症に対する正確な知識を持っていないというのがそういう実態があるというふうに思いますし、確かに自分が認知症になる、あるいは自分の親とか、そういう方が認知症にかかわってきたという場合には、やっぱり認知症の知識を学ぶということはあるんですけれども、そうでない方に関しては、やはり認知症に対する知識というのはなかなか触れ合い機会がないわけですね。

そういった点で、認知症について学ぶ機会と、その認知症のサポーター養成講座、これ自体も認知症、まだサポーターになっていない人が認知症を学ぶ大事な機会になるんですけれども、この認知症サポーターの養成講座以外にもやはりさまざまな機会を持って、この認知症の周知を極端な話全ての町民に知らせていくということが非常に大事なことではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう点で何らかの手だてというんですか、施策については町としてのこの平成27年度についてというか、今後の中で取り組もうとしているのかどうか、その辺についてまず伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） 3番 土村議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の趣旨は、町民の全てといたしますか、多くの方が学ぶ機会というふうなことで、町としての考え方はないのかというふうなことなのかなというふうに思います。

まさに今土村議員がおっしゃったとおりであります。今回の新オレンジプランの中で国では一応当然広報を通してというふうな表現にはなっておりますが、当然認知症の社会的な理解を深めるための全国的なキャンペーンを実施したいというふうな方向づけが示されているようであります。これについては、あくまでも国のレベルであります。こういった中で、我々市

町村行政が役割としてやらなければならないことも当然出てくると思われま

す。これについては、その辺の国の方針をきちんと見きわめてまいりたいというふうには思っているところであります。

あとは、学ぶ機会ということで、具体的な話をさせていただきますと、ここ二、三年ぐらい前からですか、製薬会社と宮城県塩釜医師会、それから共催で2市3町は後援というふうな協力というふうな形になりますが、認知症に関するセミナーですか、研修会を実施しているようでございます。こちらのほうにも案内が来て参考にしておりますが、現段階で今回利府町を会場に開催できないかというふうな打診を受けております。平成27年度、そういった意味で、学ぶ機会、そういった認知症を広く広めるという機会なのかなというふうに思いますので、そういった開催を通じて広く町民に認知症の知識の理解、習得をしていければなというふうに考えている次第です。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 今課長のほうから製薬会社が主催になって、医師会等に2市3町が講演をしながら認知症のセミナー、研修会を開くというお話ありました。これはすごくいいことだなというふうに思いますけれども、十符の里プラザの多分3階で開催するのかなと、違うか、保健福祉センターかもわからないけれども、文化センターであれば800の方が集えて非常にいいのかなと、これは余計な話ですけれども、そういった意味で、そのセミナーとか研修会、今回利府町を開催地として行うというお話、今ありましたけれども、これ会場はどこでもいいんですけれども、こういった方が参加して、多くの利府町民が参加、何百人、何十人、100人超す方が参加するようなセミナーになるのかどうか、その辺について簡単に説明してください。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） 今具体的な場所の話、確かに十符の里プラザ、文化ホールを利用してというところで進めています。

ただ、会場規模で当然収容人数も限られてはきますので、これについては当然チラシ、ポスター、こういったものの啓発を含めて、定員制というふうにはなってはございますけれども、できるだけ多くの方々に参加していただけるよう、周知には努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 認知症のことをなぜやっぱり多くの町民が知らなければいけないのかということなんですけれども、先ほど普通の病気と認知症の病気の違いというのをちょっと言い

ましたけれども、やはり普通の病気なら自分の自覚症状わかるんですけども、認知症の場合自分自身も自覚症状というのはないというかわからないというか、あるいは家族の方が気がつくというのも家族の方が気がつくというのは相当やっぱり認知症が進んでから気がつくというケース、気がついたときにはかなり進んでいるということがあるわけですね。

なぜ気がつかないか、家族の人も気がつかない、本人も自覚症状がないかというのと、やっぱり認知症というのは何なのかというのを知らないわけですよ。

そういった点でどういうときにどういうものがあつたら物忘れがすごくふえたから認知症なのかというのと、そういう単純なものでもないんですけども、どういうケースが認知症に当たるのかというのを自分が認知症になる人も含めて、認知症の知識がほとんどないということで、これはやっぱり認知症の予防にもつながってくるわけですね。今であれば、いろいろな薬も開発されて、相当早期であれば認知症の進行をとめるという薬も開発されているわけで、そういった点で、早期発見とあわせてその予防を進めるというのが大事なんですけれども、その前提として、やっぱり認知症と一体どんな病気なんだということを、まだ認知症にかかわっていない人たちが、かかわっていない多くの町民が知らなければいけないということで、やっぱり認知症を学ぶ機会をぜひたくさん機会を設けてほしいなと私は思うわけなんですけれども、そういった点で、今度製薬会社主催でセミナーをやるとか、あるいはいろいろな機会、例えば後ほど言うけれども、矢板市で健康診断で認知症の検査を導入するという、この矢板市なんですけれども、人口が大体3万6,000人ぐらいで、ほとんど利府町と人口規模は同じなんですけれども、ここでは健康診断に認知症の検査を導入するとともに、やっぱり認知症の周知にもかなり力を入れているわけです。認知症の学習会のようなものを例えば学校とか、それから職場、会社、自分が行っている会社、あるいは町内会などの自治会などで認知症の学習会といいますか、勉強会、サポーターの養成講座も含めて、そういうのをいろいろな団体で開いているわけです。

だから、例えば利府町であれば、以前の一般質問の中で小学校の子供たちにも認知症を知らせる機会が必要じゃないかというお話もありましたけれども、小学生はどうなのかと思うけれども、中学生ぐらいだったら認知症の知識を持っているということはすごく大事なことで、中学生のおじいちゃん、おばあちゃんなどやっぱり70とか80の人たちもいるわけで、じいちゃん、おばあちゃんと触れ合ったときにちょっとおかしいぞということが中学生も気がつくということもあり得ますので、そういった意味で、それは中学校だったら、これは町がやるというよりもPTAの取り組みで学年行事というのがありますけれども、そういうことをやるとか、あるいは栃木県の矢板市のように、町内会の会合で学習会あるいは婦人会とか、あるいは商工会の組

合のいろいろな業者の皆さんの集いと、あるいは利府町には結構大きな企業もジャスコとかJRもありますので、そういう大企業、中堅企業の中で職場の中で認知症の学習会を開催するというので、ありとあらゆる機会を利用して認知症というものを知らせる機会を町としていろいろな方面にお願いをしていくということが必要だと思うんですけども、町の考えとしてはどうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

先ほど一つの例としてセミナーの話をしていただきましたが、やはりいわゆる町内会単位と申しますか、行政区単位、そういった中でやはり近くにいる方々への対応というものがやっぱり叫ばれてくれば、当然そういった単位での研修会と申しますか、お話し合いと申しますか、そういったものの必要性というのは十分認識しております。

また、PTAなど、各種団体の方々とやはり調整をしながら、積極的にこういった機会を設けていかなければ認知症に対する知識、理解というものが広まっていかないであろうというふうに思っていますので、これについても町内会長さんとも十分連携をとりながら、開催実現に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） あと、認知症の周知の部分で認知症のサポーターの取り組みについても平成26年度では46の方が新たにサポーターになって、合せて433名の方が今利府町の認知症のサポーターとして登録されているということです。これは、何度も言いますが、大事なことだし、認知症を周知をさせると、知識を広めるという点では非常に重要な事業だというふうに思いますが、そういった点で、平成26年度は46人でしたけれども、27年度についてはサポーターの養成については目標を持つかわからないけれども、こういった形で養成講座を開いて、何人ぐらいの方にサポーターになっていただこうというふうに思っているのか、町の考えがあれば伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

サポーター養成の目標人数というふうなお話でございますが、平成26年度については地域包括支援センターで目標が30というふうな一応予定でいったわけですが、実績では46というふうな実績になります。これを見れば、当然また30というわけにはいきませんので、やっぱり今年度の実績を上回る数、50なり60なり、その辺を目標に据えていくというのが必然的な考え方な

のかなというふうに思います。

ただ、これについても開催の日にも、場所、そういったものをできるだけ多くの方が参加できるように、地域へ出向いての養成というふうなものも考えてございますので、その辺について多くの方が参加できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） サポーターの平成27年度の目標というのが50人から60人というお話、課長からされましたけれども、サポーターに何人なるかということもすごく大事だというふうに思いますけれども、やはりこのサポーター養成講座に出ればほとんどの人がサポーターになるのかなと、なれるのかなというふうにももちろん思いますけれども、やっぱり広めるというを含めて、サポーターを何人するかということも大事だけれども、やはりこの講座、今出前講座みたいなのもやるということでしたので、やはり出前講座をたくさんの機会を設けて、サポーターの人数も目標というよりも、やっぱりその講座に多くの方にまず参加をしていただくということに力を入れなければいけないというふうに思います。

そういった点では、50人とか60人ではちょっと足りないのではないかなと思いますけれども、その出向いての養成講座を開催するのであればやはり3桁以上の人たちに多く集まっていたら、その認知症についての勉強の機会にしてほしいというふうに思いますけれども、そういう点で、視点を少し変えて、講座を開く回数の方に、あるいは集まる人数の方に力点を置いて力を入れていくということにしてほしいなというふうに思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

先ほどちょっと控え目な数字ではないんですが、させていただきました。当然多くの方にこういった機会を捉えて、認知症の理解も含めてしていただきたいというのがこちらの狙いでもあります。

そういったことから、地域での出前講座、こういったものの積極的な活用を図りながら、多くの方を養成してまいりたいというふうに思います。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） サポーターの最後の質問ですけれども、今回で433名のサポーターの方が利府町にはいらっしゃるということです。前にもこの議会の一般質問の中でも出たような気が、議事録では載っていたような気がするんですけれども、多くの方にサポーターになっていただ

いたんですけれども、そのサポーターの方たちの活躍の場、これがなかなかせつかくオレンジリングをもらったのにどういう活動をしていいのかということがちょっと皆さん悩んでいる方も少なくはないというふうに思うんです。

答弁ではそのサポーターの方に認知症の知識を周知、広めるために頑張ってくださいということなんですけれども、どこに行き行って広めるのかとか、具体的なことについてはちょっとやっぱりまだ曖昧な部分があると思うんですけれども、その433名のサポーターの方に例えば平成27年度にはどういう形で認知症の問題について取り組む、あるいは知識を普及していくと、そういう活動をさせるというか、これは自主的な問題ですから、ボランティアみたいなものから、強制するわけにはいかないんですけども、町としてはこのサポーターの人たちを効率的な活躍の場をどういう形で持っていこうとしているのかについてお答えください。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

養成した認知症サポーターの方々の活動の場というふうなことでございます。以前も答弁にもあったと思いますが、町のほうでいろいろ認知症予防の教室なり、それから介護予防教室、そういった機会があります。ただ、400人の方々が全てそこに参加できるかという、確かに参加はできないんですが、そういった場面で高齢者の方への声がけとか、お世話役として活動していただければなという心は持っています。

また、地域の中では町内会で高齢者の居場所づくり、サロン活動ですか、そういった触れ合いの活動をやっているところもあります。実際に何か聞くところによりますと、認知症サポーターの方もその中に入ってお手伝いをしているというふうなお話もいただいております。

一つの形としては、そういったことがいいのかなというふうに思いますので、これについても地域での居場所づくり活動がつくられる中で活動の場としていただければなというふうに考えている次第です。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） ②のほうで認知症の予防とか早期発見とか、あるいは早期治療についてどうなのかということで、答弁ではオレンジプランに基づいて認知症相談窓口の設置とか、あるいは認知症初期集中支援チームを設置すると、早目に立ち上げていきたいというような答弁がありました。

まず、この認知症相談窓口の設置の検討ということなんですけれども、今でも保健福祉センターあるいは地域包括センターなどで一定の認知症の相談というのを受け付けて対応しているとい

うふうに思いますけれども、さらにそれ以上に相談窓口の設置を検討していくのかどうか、その辺、その内容について少し詳しく、短く詳しく、短くわかりやすくお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

先ほど町長答弁申しましたとおり、認知症初期集中支援チーム、平成30年度までに各市町村でつくらなければなりません。このチームをつくる中で、その前段階として、今は地域包括支援センターの中で高齢者の総合相談窓口ということで認知症についての相談は受け付けておりますが、ここでお話ししているものについては、あくまでも認知症に特化した相談窓口ということですので、この集中支援チーム、相談から認知症への対応、それから医療機関へつなげる、そういったつなぎの役割をするチームでございますので、その中で当然相談を受け付けすることになりますから、そのチームを創設するためのまず第一段階として、専門の窓口のほうをちょっと設置を検討していきたいという内容でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） そうすると、この認知症初期集中支援チームの設置というのが相当急がれるわけですね。これがないと認知症相談の、今の包括支援センターのようなあれじゃなくて、相談窓口じゃなくて、認知症専門の相談窓口をつくらるとなると、やっぱりスタッフも非常に必要だというふうに思うんですけれども、平成30年までにということで、今27年度ですから、まだ3年もあるわけですけれども、オレンジプランは29年までなので、29年までにつくるということになると思うんですけれども、ここであえて早期立ち上げに努めるというのはちょっと弱いんですけれども、早期立ち上げをするということであれば、これ27年度の間はこの初期集中支援チームを設置するという可能性については、その見通しとしてはあるのかどうかということ。

あるいは、このスタッフとか、多分医者が入るのかどうかわからないけれども、中でやっぱり保健師さんとか看護師さんと医学療法士さんとか、あと認知症に詳しい専門の方が入ると思うんですけれども、そういうスタッフを利府町独自で体制がとれるのかどうかという点についてもちょっとどうなのかな、大丈夫なのかなというふうに思うんですけれども、そういう立ち上げを踏まえてそのスタッフとか体制とか、あと設置場所とか、そういうものについてはどうなのかと。平成27年度中にはもう着手できるのかどうか、その辺どうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

まさに支援チームについては、認知症に関するいわゆる精神科医師、そういった方々もスタッフの中に入らざるを得ない形になります。当然看護師、保健師、介護福祉士、作業療法士など、そういった方々がスタッフとなります。このスタッフの関係についても当然単独の医療機関というよりも医師会とのやっぱり調整の中でそういった方々が派遣されるのか、協力を得られるのか、十分検討をしていかなければならないし、課題もあるというふうに思っています。

そういう意味で、平成27年度にとにかく先駆けて、そのための調整の会議については、まずは持ってみると。持った上で進めていきたいという形で、できるだけ早期というのは、平成30年という目標はありますが、そういう意味では、できるだけ早期の立ち上げが今の現状から考えれば望ましいということの意味でございます。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 初期集中支援チームというのは、今スタッフがどういう方かというのは課長のほうからお話がありました。精神科医も含めてさまざまなプロの集団になるわけですが、かなりスタッフをそろえるのは大変だなというふうに思いますけれども、医師会といろいろ相談するというお話でした。

去年の6月の羽川議員の質問に対しても平成26年度から体制整備の検討会を立ち上げると。平成26年度と、今も26年度だけれども、去年の6月からもう10カ月近くたっているわけですが、この間医師会とか、こういう認知症の専門のスタッフとかとも検討会を立ち上げる検討というんですか、協議というんですか、この10カ月間の中にやってきたのかどうか。その辺について伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

今お話があったとおり、以前の答弁の中で確かに私のほうからさせていただきました。自主的な動きとしては、直接的にまだ医師会との協議といえますか、そういう話し合いには至っていないというふうな状況であります。

当然利府町だけがチームをつくるわけではございませんので、塩釜医師会管内のほかの2市2町、そういったところとの調整も必要になってきます。前段として、担当課長会等ではそういった必要性について一緒に取り組んではというような話し合いだけで今とどまっているというふうな状況であります。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） じゃ、認知症カフェの問題です。答弁では運営主体も含めて認知症カフ

エの整備を検討しますというお話でした。

これについても認知症カフェの早期運営については、今までの議会の一般質問の中でも毎回というか、認知症の質問される議員からは早急に開催をしたらどうかということを何回もこの場で取り上げられてきております。

認知症カフェについては、当局も非常に大事なものだと言いまして、家族の支えにもなるし、認知症の人たちのケアシステムの一環として非常に重要なものだということで、これを聞くともうすぐにでもできそうな答弁をずっとしてきているわけですがけれども、ただ、この第6期介護保険の事業計画の中では保健福祉センターなどでも整備を検討するというので、これ自体もかなり控え目な表現なんですけれども、カフェの開設について述べております。

やはり私としても早急にこの認知症カフェの開催というのが必要だというふうに思いますけれども、平成27年度の中で何とかこれを実施するという検討をしたらどうかというふうに思いますけれども、その整備といいますか、開催の時期の見通しなどについては、今現在どういう考えでいるのか、もう少し正確に教えてください。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

これまでの答弁の中でも必要性についてお話しし、できるだけ早期のカフェをつくりたいというお話をさせていただきました。

このやり方、運営方法については、行政主導でやるのか、それからまた、やはりボランティアさんといいますか、地域の方々が積極的に参加する形でできるのか、そういったところも十分検討していかなければならないというようなことなのかなというふうに思います。

計画の中では福祉センター等という表現をさせていただきました。手っとり早く器としてある部分については、福祉センターの教養娯楽室をカフェとして開放するというようなことが考えられるということで上げてはみました。

ただ、この使用については老人福祉センターということで、お風呂の利用だったり、カラオケの利用だったり、ほかの利用もありますので、その辺の調整というのがなかなかとれないという失礼ではありますが、難しいところもちょっとありますので、この辺十分検討しながら、モデル的に今常時開催にはならなくても、定期のカフェ開催というふうな形で平成27年度にモデル的というとおかしいですが、ちょっと試行してみたいというふうな考えではいるところでもあります。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 今の課長の答弁で平成27年度に試行的に開催していきたいという答弁がございましたので、これはかなり評価をしたいと思います。

ただ、運営主体についてこれから検討するということですのでけれども、全国的に見ると、認知症カフェの運営は、家族の会がやっていたり、あるいは社会福祉法人とか、あるいはNPOとか、あるいは自治体がやっている、運営している認知症のカフェもあるんですね。

私が言いたいのは、運営主体がたとどこになっても、やはり町がこの認知症カフェの事業について、開催についてどういった形で前面に立ってかかわっていくということが大事だというふうに思うんですけれども、その辺について運営について町のかかわり方については町としてどういうふうに考えているのか。できればやっぱり主体となってやっていくのが一番認知症対策の一環ですから、町が大きくかかわっていくというのが大事だと思うんですけれども、いろいろな体制の問題とかもあるかもわからないけれども、町がどの程度かかわろうとしているのか、今現在の考え方について伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） 運営の主体であります。当然町がかかわっていかねばならない、初期の段階ではそうなるのかなというふうに思います。これについては、ただ今言ったように、社会福祉協議会なり、またはこういった事業を直接やっている事業所もありますので、そういったところの利活用と、失礼。利活用という言葉は適当ではありませんが、そういった形での運営というのもやっぱり展開していかねばならないのではないかとこのように思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 4番目です。住民検診に認知症検査導入したらどうかというお話です。

答弁では栃木県矢板市のこの7月から健康診断に認知症検診を取り入れると、検査を取り入れるということは、全国的に、町長もおっしゃいましたけれども、注目されている事業なんです。そういった点で、答弁でも矢板市の状況を調査研究すると。そして、それを踏まえて検討していきたいというお話でしたけれども、この調査研究というのは、実際にこの7月から認知症検診が始まるわけですのでけれども、そこに課長も含めて現場に実際に視察に行こうという考えを今持っているのかどうか伺います。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） お答えいたします。

直接行って見聞してくるのは大事なのかなというふうには思っていますが、予算的なものも

ありますので、とりあえず相手方から資料を収集して、まずはその内容について十分理解をするというのが最初なのかなというふうに思っております。

○議長（郷右近隆夫君） 土村秀俊君。

○3番（土村秀俊君） 矢板市を調査研究するということはすごく大事なんですね。ただ、矢板市は、さっき人口同じだと。3万五、六千だと言いましたけれども、その健康診断の内容とか、あるいは高齢者の人口構成比がネットで見ると65歳以上の方が25%矢板市はいるということで、かなり利府町は十何%でしたっけ。倍ぐらい高齢者が多いということで、ここは本当に切実な自治体なんですね。この認知症対策という点で。それだからやるわけですがけれども、そういうことで、利府町とかなり内容が違うので、矢板でやったらすぐ利府でもやれということは私は言わないんだけど、やっぱりそこで学んだことを町に持ち帰ってどういう形で検討するのかということが大事なんですね。

だから、そういう検討の機会はもちろん町が、当局がやるんでしょう。当局の方たちだけで最初はやるのかもしれないけれども、そのほかにやっぱり地域ケア管理とか、あるいは地域包括支援センターの皆さん、あるいはサポーターの養成講座というか、現にサポーターになっている人の実力をふやしていく機会とか、そういうあらゆる機会でも認知症にかかわっている方たちにこういう事業があるということを皆さん、みんなの共通の認識にする機会を持つ必要があるというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（郷右近隆夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（本郷昭彦君） 土村議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

（「以上ですね。じゃ、次回に持ち越します」の声あり）

○議長（郷右近隆夫君） 以上で3番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。なお、あすは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 3時50分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司栄一郎が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年3月12日

議 長

署名議員

署名議員